

# 総務文教委員会

令和4年6月23日(木)  
10時00分～ 時 分  
全員協議会室

【委員】 永見委員長、三浦副委員長、  
肥後委員、大谷委員、芦谷委員、佐々木委員、西田委員

【議長団】

【委員外】

【総務文教委員会 所管管理職】 砂川副市长

(総務部) 坂田総務部長、佐々木総務課長、佐々木防災安全課長、山根人事課長、  
湯浅行財政改革推進課長

(地域政策部) 邊地域政策部長、岸本政策企画課長、永田まちづくり社会教育課長

(教育委員会) 岡田教育長、森脇教育部長、草刈教育総務課長、山口学校教育課長、  
田中文化スポーツ課長

(選挙管理委員会) 木原選挙管理委員会事務局長

(金城支所) 邊金城支所長、岩崎防災自治課長(金城分室長)

(消防本部) 琴野消防長、大橋警防課長

【事務局】 下間次長、松井書記

---

【議 題】

1 陳情審査

- (1) 陳情第31号 旧久佐小学校のグラウンド整備に関する陳情について
- (2) 陳情第33号 児童・生徒のマスク着用に関する陳情について
- (3) 陳情第34号 浜田市の公共施設再配置について、総量での進捗管理と推移の発表を  
求める陳情について
- (4) 陳情第35号 浜田市の公共施設について維持管理費・更新等に係る経費の推移の公表  
を求める陳情について
- (5) 陳情第36号 パブリックコメントの結果の公表について改善を求める陳情について
- (6) 陳情第37号 パブリックコメントの意見について、必要のない編集をせずに利用、  
公表されることを求める陳情について
- (7) 陳情第38号 改正された浜田市庁舎管理規則の録音禁止について改正の検討を求める  
陳情について
- (8) 陳情第39号 浜田市は、文書主義であり、条例によれば記録・文書を作らなければ  
違反であるという陳情について
- (9) 陳情第40号 憲法違反の可能性もあるような録音禁止規定の陳情について
- (10) 陳情第41号 長沢サブセンターの陳情について
- (11) 陳情第42号 飲酒同乗運転があったかないかという陳情について

2 議案第41号 浜田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営  
に関する条例等の一部を改正する条例について

3 議案第46号 財産の取得について(高規格救急自動車)

4 議案第47号 財産の取得について(小型動力ポンプ付軽積載車)

(裏面あり)

## 5 執行部報告事項

- (1) 令和4年度浜田市総合防災訓練の結果報告について 【防災安全課】
- (2) ケーブルテレビ回線の光化に伴う宅内工事の実施について 【政策企画課】
- (3) 浜田市公式ウェブサイトのリニューアルについて 【政策企画課】
- (4) 石見まちづくりセンター（仮称）長沢サブセンター建設整備計画について  
【まちづくり社会教育課】
- (5) 第3次浜田市子ども読書活動推進計画の策定について 【教育総務課】
- (6) 令和3年度市内中学校卒業生（令和4年3月卒業）の進学状況について 【学校教育課】
- (7) その他  
・係争中の訴訟事件について 【金城支所防災自治課】

## 6 所管事務調査

- (1) 石見まちづくりセンター（仮称）長沢サブセンター建設整備計画に係る「陶芸の里」の  
検討状況について 【まちづくり社会教育課】
- (2) 三浦龍司選手と浜田市との関わりについて 【文化スポーツ課】
- (3) 市外高校への進学状況について 【学校教育課】
- (4) 金城中学校のスキー事故に係る経過について 【学校教育課】
- (5) HAMADA教育魅力化コンソーシアム事業の現状について 【学校教育課】
- (6) 学校における部活動の今後の方針について 【学校教育課】

## 7 その他

- 8 はまだ議会だより読者アンケートに寄せられた意見等への対応協議について  
【Vol. 65 5月号】（委員間で協議）

浜田市

議会議長 笹田 卓 様

陳 情 番 号	31
付託先委員会	総務文教委員会
審 査 結 果	

## 陳 情 書

廃校になりました、旧久佐小学校のグラウンド整備について、実施頂きますようお願い申し上げます。

久佐地区まちづくり振興会

会長 横田富也

久佐老人クラブホテル会

会長 原田義則

食改金城支部久佐地区

会長 宮本美保子

久佐地区健康づくり会議

会長 原田義則



# 陳 情 書

(要旨)

旧久佐小学校のグラウンド整備について、実施いただきますようお願いいたします。

(説明)

平素は久佐地区の環境整備につきましては、格別なご理解とご支援を賜わり、年々整備されておりますことに地区民、心から感謝申し上げます。旧久佐小学校（現くごの里介護施設）裏の護岸の嵩上げ工事につきましては、早速工事に着手していただき、令和3年度の竣工に至りました事を重ねて厚くお礼申し上げます。さて、今回の陳情につきましては久佐小学校廃校後、地域でグラウンドの維持管理については実施してきておりますが、水はけが悪く、以前のように児童がグラウンドに出て運動することもなくなったせいか、草が生え年4回程度の草刈りをしないと使用できない状況が続いております。

久佐地区にとっては唯一のグラウンドであり、地区民体育大会や老人クラブ等のグラウンドゴルフなど、軽スポーツ等実施する場所であり健康増進を進めていく上にも無くてはならない施設であります。地区民が安心して使えるような施設整備を早急に実施していただきますよう、まちづくり委員会、老人クラブホテル会、食改久佐地区、久佐地区健康づくり会議連名で陳情いたします。何卒格別の配慮を賜りますようお願いいたします。

令和4年5月30日

久佐地区まちづくり振興会

会長 横田 富也



久佐老人クラブホテル会

会長 原田 義則



食改金城支部久佐地区

会長 宮本 美



久佐地区健康づくり会議

会長 原田 義則



住所 浜田市金城町久佐1109番地







陳 情 番 号	33
付 託 先 委 員 会	総務文教委員会
審 査 結 果	

令和4年5月31日

浜田市議会議長様

団体 子どもの健康と人権を守る会  
住所 浜田市周布町口8-4  
代表者 小竹和憲

## 児童・生徒のマスク着用に関する陳情について

### 願意

- ① マスク着用が前提の差別や偏見を助長させる表記の貼り紙撤廃
- ② 小学校・中学校・高等学校に通う児童・生徒へ一律のマスク着用の推奨・指導を中止
- ③ 児童・生徒がマスク着用可否を選択出来、その選択によって子どもの人権が侵害されない環境の保障
- ④ マスクを外してよい場面では教職員、保護者へのマスク着用を求めず、積極的に外すように通達・指導
- ⑤ 人権とマスクに関する小冊子「たいせつなあなたへ」を各家庭、教育機関への配布
- ⑥ 熱中症は死に至る危険があるものとして各家庭・教育機関への周知徹底
- ⑦ 手洗い可能な場での消毒用アルコール撤廃
- ⑧ 地域の実情に応じた独自対策の推進

### 理由

- ① 政府は、新型コロナ対策の基本的対処方針を変更し、マスクについて着用の必要がない場面等を示しました。しかし、この2年半の間、政府やメディアは感染者数増を連日報道し国民の不安を煽り続け、それを受けて県や市は「感染対策の徹底」を求め、100%に近い国民がお願いに従ってマスクを着用する生活となりました。元々、風邪の際にマスクをする習慣のあった日本でマスク着用は屋内外問わず一度も義務化となっておらず、エアロゾルに対して予防効果はないとされていますが、ほとんどの人は事実を知らないままです。町ではマスク着用が前提の「思いやりマスク」「マスクマナー」「大切な人を守るマスク」といった同調圧力を生み、差別や偏見を助長させるかのような表記





の貼り紙をし、マスクをしない＝ルールを守れない、悪とする風刺も生まれました。見た目には分からない健康上の理由からマスク着けられない人もいます。思いやりとは、マスクをする人もしない人もお互いの気持ちを尊重するもので、一方の行為だけが善意であるかのように促すものではありません。厚労省の基本的な感染対策はマスクマナーではなく咳エチケットです。

- ② 新型コロナウイルスも3年目に突入し、学術的見識も広まり未知のウイルスではなく対応可能なウイルスとなりつつあっても、行政の対応は依然として変わる事も無く、何をするにも新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐ事が優先だと言われ続けています。結果として熱中症リスクを考えて適宜マスクを着脱するようと言われても、1人で散歩をしている高齢者は相変わらずマスクを着用し、どんなに暑い日の屋外でもマスクをして子どもと遊ぶ親子の姿があります。マスク生活の習慣化により、熱中症で死に至るリスクよりも、人目を気にして大人でさえ自分の意志でマスクを外せなくなっているのです。この国で流行っているのはコロナよりもマスクだと思います。まずは公共の場において差別や偏見を招きかねない表現の中止を求めます。マスクが必要な人、マスクを着ける事が出来ない人、どちらも浜田市にとって大切な人です。

そうした中、子どもを取り巻く環境は決して子どもの成長に好ましい傾向にあるとは言い難く、問題はもっと深刻です。マスク着用によるリスクが取り上げられる事は無く、大人を守る為に子どもの犠牲は仕方ないとされ、町の宝、未来の希望である子どもの心身への悪影響を真摯に受け止める大人が減ってしまいました。

友達同士がコミュニケーションを取る上で表情が見えず、怒っている様に感じてトラブルになる、マスクによる肌荒れから素顔を見られるのが恥ずかしい、隠したい気持ちからマスク依存へ、マスクを外すと感染するという心理的状況が長引いた事により精神面での問題、食事中も一口度にマスクを着脱している児童も珍しくありません。顔の半分以上が覆われている為に中高生においては入学からの3年間、同級生や教職員の素顔を知らないまま卒業を迎えてしまいます。社会へ出れば必然的に理不尽な環境へ身を置く事もあるでしょう。今のうちに大人が、多様な価値観や物の見せ方をしておく必要があります。友達同士がそれぞれの気持ちに寄り添い、素顔で笑い合えるよう、市内小学校・中学校・高等学校に通う児童・生徒へ一律のマスク着用の推奨・指導中止を求めます。

- ③ 子どもの身を心配する保護者が児童・生徒へマスクを外すように促しても、小学校ではクラスの目当てが「鼻までマスクをしましょう」と決められ、同調圧力からの差別や偏見が生まれています。校長や教職員が校門前に構え、登下校時に鼻までマスクをしていないと厳しく叱られる事が日常化し、子ども達はマスクをしている生活に慣れ、マスク

をしているほうが先生に褒められ、認められる嬉しさすら感じてしまっているのです。学校運営ガイドラインの衛生管理マニュアルに追加されているマスク着用の指導については法律で決められているものではなく、教育委員会や学校が強制する事は出来ません。保護者裁量で保護者の判断に委ねられるものです。

ましてや、何が正解か分からない児童・生徒の自己選択を奪い、実質強制的なルールを強いる事は、大人が安心する為に大人の指示に従わざるを得ない子どもの人侵害に当たると考えます。子ども達にも日本国憲法第 11 条「基本的人権の尊重」、第 12 条「自由と権利の保障」、第 13 条「幸福追求権」、第 25 条「全ての国民は健康的で文化的な最低限度の生活を営む権利」があります。マスクの着用を強制するのではなく、その可否は子どもに選択させるよう求めます。

- ④ また、外しても良い場面が展開されても強制的慣習から子どもは戸惑い、自らマスクを外せません。口頭で指導するだけでなく、外してよい場面では教職員や保護者が率先してマスクを外してみせ子どもへ促す必要があります。
- ⑤ 感染を予防する対策として不織布マスクの着用が推奨されていますが、着用効果ばかりが報じられ着用によるリスクがほとんど認知されていません。大人より酸素を多く必要とする子どもはマスク着用から数分で低酸素状態を作り出し、今の季節は熱中症で生命に繋がる危険があります。マスク生活となってから鼻血を出す子どもも増え、長時間の着用は免疫力の低下や通常生活の中で獲得するはずだった免疫も得られなくなり、表情が見えないことによるコミュニケーションや知育の発達遅れなど心身ともに悪影響を与えることは、世界中のたくさんの医師・専門家が提言しています。他にも口呼吸や心臓への負担、窒息、眠気、怠さ、骨格のゆがみ、顔色等の体調変異時に発見が遅れる等の注意喚起もされていますが、周知には至りません。浜田市内ではマスクをしないうちには遊ばせない、マスクをしないうちには来るなど友達の親から差別を受けている児童もいます。まずは家庭、教育機関へのマスク着用によるリスクの周知・理解が必要であり、各家庭で判断を促す一助として市民団体リトルレボリューションが発行している小冊子「たいせつなあなたへ」の配布を求めます。(添付致します)
- ⑥ 熱中症は必ずしも炎天下の中、運動時に起こるとは限らず、屋内やエアコンの効いた部屋、水分補給をしているつもりでも起こり、死に至る可能性のあるもので簡単に考えられるものであってはなりません。身長の高い子どもは地面に近いので、大人よりも 3℃ 以上の熱を受けることがあります。子どもは体温調節が未熟な上に、適切に判断して水分摂取したり、早めに休憩したりが出来ません。そこへマスクをしていると身長の高い子どもは地面に近いので、大人よりも 3℃ 以上の熱を受けることがあります。子どもは体温調節が未熟な上に、適切に判断して水分摂取したり、早めに休憩したりが出来ませ

ん。マスクによって狭い視界は更に遮られ、注意散漫にもなります。呼気によりマスクの表面は濡れていますが体内では脱水状態となっている為に、自己治癒力は働かず自覚症状が現れる前に突然倒れてしまいます。子どもを守る為の予防対策として期待される効果と引き換えに、子どもの心身へ悪影響があるというのは本末転倒です。文科省は推奨と言いつつ学校から強制された場合、子どもの健康は誰が保証してくれるのでしょうか。コロナは罹患しても治りますが、万が一で失った命は戻りません。現在も小・中学校からの対応変更のお知らせはなく、登下校、運動、部活時に児童・生徒はマスクを外せていません。犠牲を出してしまう前に熱中症は命の危険があるという事を家庭、教育機関への周知徹底を強く求めます。

- ⑦ 県内では消毒用アルコールを隠れて舐めて意識不明になった年長児がいますが、興味本位で舐めないにしても噴霧を吸入する事によっては教育の現場でも起こりうる問題であると考えます。消毒用アルコールは手洗いを出来ない場合の対策であるはずが、感染対策の徹底という指示の元に過剰な対策が行われ、子どもを守るはずの対策が子どもの生命を脅かす物になっています。店内に設置してあるフットレバー式の消毒を遊び半分で使用し、目や口に噴射する光景もよく見られます。

また、除菌し過ぎる環境で通常生活の中で獲得すべき免疫を得られず、長期化しているマスク生活で免疫力が低下したところへ小児における感染症に罹患すると通常より重症化し易い事も報告されています。

- ⑧ 浜田市では65歳以上の94%が重症化を防ぐと言われているワクチン接種を終えています。重症化をした子どももいません。陽性者数も市民比率の小数点以下です。

命を脅かす恐れのある感染症はコロナだけではなく、過剰な対策によって子どもの成長発達や健康への弊害が顕著に生じている今、地域の実情に応じた対策が取られても良いのではないのでしょうか。

今年度から子どもの医療助成も拡大され子育て世帯の安心は増えましたが、大切なのは病院へ掛かることなく、体調を崩してもすぐに回復できるような心身ともに健康な子どもを社会全体で育てることが前提であると考えます。必要な場面に依じての感染予防、対策は大切だと思いますが、大人の都合で子ども達の健やかな成長を理不尽に奪うのは、本来の目的とは間違った方向に進んでいると感じます。海外では基本的な感染対策を取り止め、ノーマスクの動きが広がっています。日本は、島根は、浜田市はいつまで世界と逆行する政策を続け取り残されていくのでしょうか。未来に希望が持てない子どもは自身の存在意義、居場所を求めて都会へ出て行きます。人口流出は益々悪化するでしょう。予防線を張って何もかも取り上げてしまうのではなく、何か問題が起きたとしても子どもは何も心配しなくていいと安心を与えられるような大人が増え、いずれ子ども達が大人になった時は地元で恩返しをしたいと思えるような寛容な町であります。

ように。私達が育てているのは子どもではなく、未来そのものです。最初に声を上げるのはとても勇気のいる事ですが、子どもの犠牲の上に成り立つ社会ではなく、大人が子どもを守る誇れる町となるよう心から望んでおります。

陳情番号	34
付託先委員会	総務文教委員会
審査結果	

浜田市議会議長様

浜田市の公共施設再配置について、総量での進捗管理と推移の発表を求める陳情

浜田市では平成28年度からの6年間を計画期間として、第1期公共施設再配置実施計画を策定し、取り組んできました。また、続く令和4年度から令和7年度の4年間を計画期間として、第2期公共施設再配置実施計画を策定しています。

公共施設再配置実施計画を策定した経緯は、浜田市の平成25年時点のハコモノ(延べ床面積約40万㎡)を将来(40年後)同程度の規模で建て替えようとした場合、財政的に約7割しか更新できないのではないかと試算が出たため、40年かけて統廃合や譲渡等により、40万㎡を3割程度削減するというものです。

令和3年12月議会に於いて、この第1期公共施設再配置実施計画(令和3年10月時点)の進捗状況について執行部が資料を作成して報告なさっていますが、①1期計画期間中に終了する目標の施設数153に対して終了した105施設を示し、達成率68.6%、②計画に載っている施設の削減目標面積(27,936㎡)に対して実際の削減面積(18,969㎡)を示し、達成率を67.9%としています。そして、③将来更新投資額については、6年間での削減目標額(6,701百万円)に対して実際に削減した額(5,045百万円)を示し、達成率75.3%とし、④維持管理費の削減額は目標99,274千円に対し86,689千円削減できたとし、達成率87.3%としています。

第1期計画期間は6年なので約19,000㎡を削減したことにより、40年間での削減目標面積12万㎡の約15.8%( $19,000 \div 120,000 \times 100 = 15.83$ )を削減し、ますます順調に減っているはずですが。

しかし、浜田市は平成27年4月からの6年でハコモノを約19,000㎡以上を削減しながら、約18,600㎡以上の新規整備や取得を行っており、ハコモノの総量や維持管理費、将来更新投資額は実はあまり減っていないと思われます。当初の計画に載っている施設についてのみ、削減の進捗管理や報告をしているためこのような達成率の説明になっています。計画期間中の新規整備や取得による増加分を即時に計画の施設総量に反映し、常に総量での実態を解りやすく資料にしなければ、6歩進んで5歩下がっていても、進んだ6歩だけ報告している状態で、「総量が目標の規模にどのように近づいているのか」が見えない進捗管理と報告の仕方になっています。

ハコモノを40年かけて3割減らすというなら、公共施設再配置実施計画に、年毎の市のハコモノの総数、延床面積合計、年間維持管理費合計、将来更新投資額合計、市民一人当たりの保有面積、といった数値目標を示し、これらが右肩下がりに減っていかねばなりません。

市議会で「スクラップフォービルドでは駄目で、スクラップ、スクラップ、スクラップフォービルドくらいでやりたい。」といった執行部の発言が何度もありますが直近7年では減らした分だけ増やしています。市民一人当たりのハコモノ面積は、平



成 27 年度の 6.8 m<sup>2</sup>から 6 年経って 7.4 m<sup>2</sup>に増えており、公共施設再配置実施計画どおりに削減できたとしても、40 年経った時の市民一人あたりのハコモノ面積は 10 ～11 m<sup>2</sup>に増えると思われます。これは、市民サービスが徐々に向上することを意味しており、残る公共施設を利用する市民が現在の半分になるイメージです。総量で目標に確実に近づくような進捗管理をしなければ、このまま将来世代につけを回し続けることとなります。

市が公共施設再配置の進捗について年次報告される場合、その年度に新規整備や取得した施設も含め、施設数、総面積、市民一人あたり保有面積といった重要な数値についても、総量の推移がわかるような報告と進捗管理が行われるよう、執行部に働きかけてくださいますようお願い申し上げます。

浜田市国分町 1 6 8 9 - 1

三島 淳寛



陳情番号	35
付託先委員会	総務文教委員会
審査結果	

浜田市議会議長様

浜田市の公共施設について維持管理費・更新等に係る経費の推移の公表を求める陳情

浜田市では公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設再配置実施計画と合わせて公共施設の再配置を進めています。

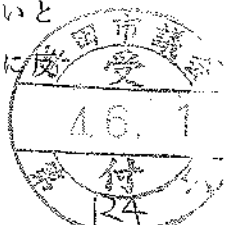
令和3年1月に総務省のからの「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」という通知（技術的指導であり、守らなくてもペナルティは無いそうです）を受け、浜田市を含め島根県内19市町村すべてが公共施設等総合管理計画の見直しを行い、浜田市も令和4年2月に見直しを行いました。

この総務省からの通知の中で「見直しにあたって記載すべき事項」というものが示されており、その中の「必須事項」とされている「維持管理・更新等に係る経費」「現在の維持管理経費」について、浜田市の公共施設等総合管理計画には計画策定時のままの数字（平成24年頃の数字）のみが載っており、すでに削減した施設の数字が含まれており、現状を表していません。この理由は、現在保有しているハコモノについて、それぞれの年間の維持管理費を担当課（行革）が把握していないために記載できないということだそうです。公共施設を新規整備する話が出ると、「建設に一般財源は使わない」とか、「市の負担は1割だから」といった説明を聴くことがありますが、施設の建設に係る費用よりも、施設を解体するまでかかる毎年の維持管理経費の合計が通常は多いため、維持管理経費はとても重要です。このため、国は維持管理経費を把握し、公共施設等総合管理計画に載せることを求めていると思われませんが、浜田市は計画策定時に1度調査したのみで、その後について「調査するのにコストがかかる」という理由（行革談）で全施設についての年毎に把握できていません。

公共施設再配置の目的は、すでに始まっている人口減少による財政規模の縮小や利用者減に合わせて、公共サービスの質がなるべく低下しないように、計画的に施設の総量を減らし、財政（政策）の自由度を維持することだと思います。指定管理施設については毎年度収支報告として維持管理費の報告が行われていますので、指定管理ではない施設についても、同様に横断的に把握することに技術的な問題は無いと思います。担当課（行革）からは「複数の施設について、維持管理業務を業者に委託している例もあるので計算が難しい面がある」という説明を受けましたが、ルールを決めて按分するしかないのでは、いつ取り組むと決めなかったためにできていないのではないかと思います。

年度のどの時点で、誰がどういう方法で施設ごとの維持管理費を行財政改革推進課に報告するのかを早急に決め、報告が実施されることで、浜田市の公共施設の総量について、維持管理費の推移を把握できます。

国が求めているからやるべきだということではなく、必要なことができていないと思いますので、市がルールを決めて取り組み、結果が公共施設等総合管理計画等に



映され、議会や市民が直近の公共施設の維持管理費について正しく知ることができる  
よう、執行部に対し働きかけて下さいます様お願い申し上げます。

浜田市国分町 1 6 8 9 - 1

三島 淳寛





浜田市議会議長様

陳情番号	36
付託先委員会	総務文教委員会
審査結果	

パブリックコメントの結果の公表について改善を求める陳情

浜田市では重要な市の政策や計画について決定する際、最終的な決定前に広く市民にその計画等の案を示し、パブリックコメント制度として市民等に意見を募集しています。このパブリックコメント制度のルールとして、市のホームページに浜田市パブリックコメント制度実施要綱が載っており、第9条2項として「市長は、最終的な意思決定を行ったときは、次の事項を公表するものとする。(1)提出された意見の概要、(2)提出された意見に対する市の考え方、(3)政策等の案を修正した時は、その修正内容及び理由」と定めています。また、市のホームページには、「パブリックコメント制度の流れ」という図が載っており、これによると、反映する意見と反映できない意見に分け、反映できない場合は理由を整理するといった「意見の処理」の後、最終的な案の決定を行った場合、「結果の公表」(ホームページへの掲載や所管課窓口への備え付け等)を行った後、「議会への報告や、議会で議決」をするという順序になっています。

しかし、令和4年3月4日の総務文教委員会に報告された浜田市教育振興計画について、この議会への報告時に於いても、パブリックコメントでどのような意見があったのかや、それらに対する市の考え方、修正の有無や理由を明らかにしないまま、決定した計画についてのみ報告されています。3月4日の総務文教委員会では、教育委員会からは「パブリックコメントの意見募集を行い、4名から17件の意見がありました」だけ報告され、どういう意見があつて、どのように処理したのか、反映したのかしていないのかといった説明はありませんでした。この浜田市教育振興計画については、令和4年1月17日から2月16日にかけてパブリックコメントの意見を募集し、2月21日に開かれた教育委員会の会議で最終的な計画を決定(決裁)しているため、2月21日には意見の処理は終了していました。意見を書いた人たちは、意見が計画に反映されたのかどうかや、意見に対して市がどう考えるのか、また反映されていない理由も知ることができないまま、決定した計画だけが示されていたことになり、礼儀を欠いた対応だと感じます。

計画について「なぜ、パブリックコメントの結果の公表が行われないうまま、決定した計画だけが議会に示されているのか?市のホームページのパブリックコメント制度の流れの図と順番が違うのではないか?」と教育委員会に質問したところ、どこにも公表されていない「浜田市パブリックコメント制度の考え方・運用方法の手引き(第5次改訂版)」を示され、P.20 第2項関係(4)公表時期のイに「このため、政策等の最終的な決定(決裁)が終了した時以後(条例などの議決を要するものは、議案提出以後)に意見概要を公表するものです。」とあり、総務文教委員会後の令和4年3月7日に結果の公表をホームページに載せることで問題ないとの説明を受け



した。しかし、この教育振興計画は議会の議決を要するものではないため、議案提出以後である必要はなく、2月21日の最終決定後、速やかに公表していただくべきではないのか？と質問すると、「いつまでに公表するという規定は無い。意見として聞いておく」と回答されました。また、3月7日にホームページに公開された意見の概要と市の考え方には、「修正内容および理由」が載っておらず、「修正内容および理由が載っていないが、どこも修正しなかったのか？」と質問すると、「修正内容および理由を公表するとどこに定められているのか？」と逆に質問されました。ルールを確認せずに事務を処理していることが明らかです。

また、教育振興計画についての最終的な決定を行った教育委員会の会議（2月21日）を非公開で行った理由は、「会議を公開で行った場合、決定内容を議会に示す前にマスコミ等から内容が発表され、議員さんから議会軽視だと言われたことが過去何度もあったので、そういう事態を避けるために非公開で行った。」という説明を受けました。つまり、教育委員会が教育振興計画について、最終的な計画の内容もパブリックコメントの意見やその処理についても、決定後速やかに公表せずにいたのは、これが理由と言えます。議員の方から「議会軽視だ」と言われることを避けるためには、意見を書いた方たちを含め、市民を軽視して良いという考えに思えます。

そもそも、議員の皆さんは市民の代表であり、パブリックコメントにどのような意見が寄せられ、それらの意見を市がどう処理した上で最終的な計画を定めたのかを気にしている方もいらっしゃると思います。様々な意見があるため、反映するかしないかは担当課や諮問委員会が検討し判断なさることでしょうが、①パブリックコメントに寄せられた意見、②それに対する市の考え方、③修正内容やその理由 のどれも示さず、「最終的な計画だけを示せば、①②③は議会に示す必要が無い」という考え方こそが、議会軽視であり市民軽視ではないかと思えます。議会へ決定した計画を示す前に公表してはいけないという心配をすることに合理性が無く、すでに決定したことは、速やかに公表することで、議員の皆さんも市民もマスコミも同時に知ることができます。公平であり、議会軽視になるはずがありません。君市踏切の工事費激増の例もありますが、「知らせるべきことを、知らせなくても良いという判断をしている場合」が軽視だと思えます。

議会に示すまでに、パブリックコメントの結果の公表を行ったり、修正内容とその理由を公表していれば、意見を書いた人や計画に関心のある市民が、議員さんに「この点について市の考えや説明が良くわからないので質してほしい」といった相談も可能ですが、①も②も③も示されなければそのチャンスも与えていないと言えます。これはフェアなやり方ではありません。

パブリックコメント制度は、協働のまちづくり推進条例に定められた市民参画の方法の一つですが、同じルールで運用されているはずなのに、担当課によっては議会までに①②③をちゃんと示しています。最終的な計画等の決定前には、いろいろ公表できないことは理解できますが、パブリックコメントの意見募集を実施して最終決定

(決裁)が済んだものについては、協働のまちづくり推進条例の目的を果たすため、積極的にわかりやすい情報提供を、なるべく速やかに行っていただけるよう、事実確認の上、ルールの改正も含めて市に働きかけて下さいますようお願い申し上げます。

浜田市国分町1689-1

三島 淳寛



陳 情 番 号	37
付託先委員会	総務文教委員会
審 査 結 果	

浜田市議会議長様

パブリックコメントの意見について、必要のない編集をせずに利用、公表されることを求める陳情

令和4年に、浜田市教育振興計画案について、パブリックコメントの意見募集が行われ、意見を提出したところ、計画について議会に報告された後日、パブリックコメントの意見の処理として、「意見の概要と浜田市の考え方」が公表されました。これを読むと、私が書いた文章の約半分が削除された状態で出された意見の概要とされています。資料①～④を添付しますが、資料①②の黒枠で囲った部分が削除され、意見の概要③④とされています。

意見の半分が削除された理由を教育総務課に尋ねると、「意見の概要」を公表することになっているため、出された意見をそのまま載せる必要は無い。長いと解りにくいため編集した。」と説明を受けました。

意見を提出した人は皆さん真剣に考え、時間とエネルギーを使い、場合によってはいろいろ調べて、意見を書いていると思います。もし、同じ内容を繰り返しているとか、誹謗中傷や個人情報を書いている場合、そうした部分を除いて利用されるのはわかりますが、今回の場合、そうではありません。

通常意見とは「●●について、▲▲という理由で、\*\*する方がよい。」といったものですが、「▲▲という理由で」という意見の根拠の説明部が不足している場合、「なぜ、\*\*する方がよいと考えたのかが書かれていない。」と感ずるため、根拠説明を削られた文章が、削られていないものよりわかりやすくはなりません。浜田市の教育に携わる職員からの説明「長いとわかりにくい。」は、全く合理性がありません。削除が必要なら、合理的な説明ができて然るべきですが、他に説明はありませんでした。担当課で削除・編集することができるとしても、ルールが不明確でよくわかりません。

過去のパブリックコメントの意見募集に何度か意見を書いています。各担当課は長い文章でも、内容を削除せず「意見の概要」としてホームページに載せて下さっています。

パブリックコメントの意見はまちづくりに関する情報であり、「書いてあることの真偽が不明」、「その時点の市の方針と違う」、「内容がよくわからない」といったものも含め、全ての意見は、市民が原文のまま読める必要があるものだと思います。

「長いとわかりにくい」という説明を行った方の職権で意見の半分以上を削除しては、削除された部分に書いたまちづくりに関する意見やその根拠といった情報が、原文のまま知りたいという市民に共有されません。一部を削除することのメリットとして合理的な理由がないならば、「寄せられた意見をどう捉えどう判断するか」は読んだ人が決めるのですから、市の職員の判断で寄せられた意見の半分以上を削って公表すること



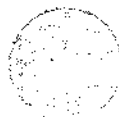
は、浜田市協働のまちづくり推進条例の精神に反する行為ではないでしょうか。

出された意見のうち、誹謗中傷や個人情報など、拡散することが問題ある部分は削除されるべきかと思いますが、その他については広く市民に共有されるべきだと思います。

パブリックコメントの意見募集に寄せられた意見については、公表されることに合意の上で出されているため、「誹謗中傷や個人情報が書いてある」といった部分を除き、合理的な理由のない編集を行わずに利用や公表が行われるよう、執行部に働きかけて下さいますよう、お願い申し上げます。

浜田市国分町1689-1

三島 淳寛



案件名	浜田市教育振興計画（案）
募集期間	令和4年1月17日（月）～令和4年2月16日（水）
ご意見	生涯スポーツの振興について

本計画では生涯スポーツの振興について、学校施設の市民への開放や、トップアスリートによる指導等に触れられています。

多くのスポーツについて市民が選び取り組むことができるという選択肢の広さは、そのまちの魅力と言えます。多くのスポーツはそれに取り組むための施設や競技場が必要であり、競技として取り組むか、生涯スポーツとして取り組むか以前に、施設が無いためにそのまちでは取り組めない場合もあります。

浜田市にはアイススケート場、カーリング場がありますが、競技として取り組む市民は多くありません。しかし、コロナが流行する以前、冷凍機の故障で開場期間を短縮するまでは、年間1万人以上の安定した利用がありました。これは東公園の野球場や陸上競技場の利用者数に匹敵し、冬になれば、子供や孫と一緒にスケートを楽しむ市民が相当数いることを表しています。

浜田市はスポーツ施設再配置整備計画で、このスケート場について「令和3年度および令和4年度において、利用者の急激な増加が無い場合、令和5年度にスケート場としての利用を廃止、屋根付き多目的広場に改修する」としています。何度も「なぜ、野球場のスコアボードや、陸上競技場の地盤沈下対策等、他のスポーツ施設の大規模改修時には求めている利用者の急激な増加を、スケート場にだけ求めるのか」質問していますが、合理的な説明がありません。中国地方でも貴重な、スケートやカーリングを行うために無くてはならない施設を、市の強みとして利用しきれいていません。スケート場こそ市がトップアスリートによる教室等を行い、市民の利用を増やしやすい施設だと言えます。

ソチオリンピックの日本代表の町田樹さんの請願や住民の陳情を受け、市長は「市外から人を呼び込む施設として、スポーツ施設再配置整備計画について再度検討する」とおっしゃいました。スケートは未就学児から高齢者まで楽しむことができる生涯スポーツです。カーリングも浜田市で西日本大会を毎年行ってきました。島根県内にオリンピック種目の全国大会や西日本大会クラスの大会を毎年行ってきた施設は、島根県に確認したところ浜田市のサンビレッジ浜田（カーリング）のみです。冷凍機の老朽化によって大規模修繕が必要だという理由で用途変更してしまっは、市民の生涯スポーツへの選択肢を削り、浜田市の他市に対する強みを放棄することになります。浜田市出身で小学生の

ときからサンビレッジ浜田で練習してきた高校生が、今年 2 度目の国体入賞も果たしています。

スケート場については運営費部分は利用料金を他のスポーツ施設より高く設定しており、1 万人程度の利用でランニングコストの内光熱費相当部分は受益者負担が行われています。市のスポーツ施設でこれができる施設は、ほぼありません。この収入比率でもトップクラスに優秀であり、省エネ型の冷凍機に更新することでさらに年間 400 万円以上（40%以上）光熱費を圧縮できるというメーカーの試算まであります。ぜひ、冷凍機を更新し、市民の生涯ス

ポーツの選択肢を維持するとともに、スケートやカーリングについて市としても普及や競技人口増加に向けた教育利用にも取り組んでください。それが「市外県外から人を呼び込む」とともに、「浜田に育ったから、スケート・カーリングが体験できてよかった」「競技に取り組めてよかった」というふるさと郷育の充実にも、間違いなくつながると考えます。

住 所 (法人等は所在地)	浜田市国分町 1 6 8 9 - 1
氏 名 (法人等は名称・代表者氏名)	三島 淳寛
連絡先 (電話番号)	( 080 ) 1900 - 3471

【提出期限】 令和 4 年 2 月 16 日(水)必着

【提出先】 ■浜田市教育委員会 教育総務課 総務企画係  
〒697-8501 島根県浜田市殿町 1 番地  
FAX (0855) 22-5090  
E-Mail kyouikusoumu@city.hamada.lg.jp

【その他】 電話や口頭での意見、住所・氏名・連絡先が明記されていない意見は受付できません。

## 浜田市HPの意見の概要

	<p>一運営推進委員会やまちづくり委員会、自治会、地域住民、このエリアで活動する市民団体等、学校、小学生、中学生、高校生、企業なども交えて、何が最適かを検討するなかから、寺中構想に近い住民自治の拠点づくりを進めてほしい。</p>	
11	<p>町づくりセンターを長沢にサブをつくる案？ →市民はこんなところまで行けず不要と考えます。 場所的に疑問、市民から希望がでたとは考えられない。</p>	<p>(学校教育課) 長沢町に地域の拠点施設を整備することにつきましては、これまで複数回地元要望をいただいております。地域住民の皆様の希望はあるものと認識しております。 また、建設場所につきましては、災害時のリスク等も勘案するなど、限られた諸条件の中で、地元や関係者の方々の意見も踏まえ、現在の候補地を決定しております。</p>
12	<p>生涯スポーツの振興について 浜田市にはアイススケート場、カーリング場があるが、競技として取り組む市民は多くない。しかし、コロナが流行する以前、冷凍庫の故障で開場期間を短縮するまでは、年間1万人以上の安定した利用があった。 浜田市はスポーツ施設再配置整備計画で、このスケート場について「令和3年度及び令和4年度において、利用者の急激な増加が無い場合、令和5年度にスケート場としての利用廃止、屋根付き多目</p>	<p>(文化スポーツ課) サン・ビレッジ浜田アイススケート場は、令和2年に策定した「浜田市スポーツ施設再配置・整備計画」において、令和5年度を目途に多目的運動場に用途変更することとしております。ただし、令和3年度、4年度に利用者数の増加が継続的に見込まれる場合には、計画の見直しを検討することとしております。 なお、利用者数については、老朽化による開設期間の短縮やコロナ禍の影響もあることを考慮する必要があります。</p>



<p>的広場に改修する」としているが、スケート場こそ市がトップアスリートによる教室等を行い、市民の利用を増やしやす施設だと言える。</p> <p>スケートは未就学児から高齢者まで楽しむことができる生涯スポーツである。カーリングも浜田市で西日本大会を毎年行ってきた。</p> <p>冷凍機の老朽化によって大規模修繕が必要だという理由で用途変更してしまえば、市民の生涯スポーツへの選択肢を削り、浜田市の他市に対する強みを放棄することになる。</p> <p>ぜひ、冷凍機を更新し、市民の生涯スポーツの選択肢を維持するとともに、スケートやカーリングについて市としても普及や競技人口増加に向けた教育利用にも取り組んでほしい。それが「市外県外から人を呼び込む」とともに、「浜田に育ったから、スケート・カーリングが体験できてよかった」「競技に取り組めてよかった」というふるさと郷育の充実にも、間違いなくつながると考える。</p>	<p>一方で、昨年4月に利用者団体等から施設存続についての陳情や請願をいただいたことから、市外から人を呼び込む施設としての活用の検討も併せて行っております。</p> <p>今後、改めて検討状況をお示しする機会を設けたいと考えております。</p>
<p>13</p> <p>資料館建設については賛否がある。何が最適なのかを今一度検討してほしい。</p>	<p>(文化スポーツ課)</p> <p>現在検討している歴史文化保存展示施設の整備につきましては、浜田郷土資料館が建築後60年以上を経過し、老朽化が著しく、展示スペースも狭いことから建替え整備を検討しております。</p> <p>市民の皆さんにも様々なご意見</p>

改正された浜田市庁舎管理規則の録音禁止について改正の検討を求める陳情

浜田市庁舎管理規則を令和3年8月31日に改正、翌日9月1日施行していますが、これまで「許可行為」（申し出があれば許可できた）であった庁舎内での撮影や録音を「禁止行為」（申し出があっても許可しない）に変更しました。

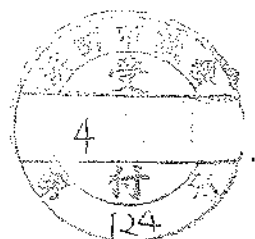
庁舎管理権にもとづいて、「禁止行為を定めることができる」ことは理解できますが、庁舎内での執務の執行を妨げない場合や、庁舎内の秩序を乱さない場合は、市民にとって必要な場合、「メモで事足りる」という職員の価値観を押し付けるのではなく、「記録のための録音」を許可できるように、規則の改正について検討して下さい、執行部に働きかけて下さいます様、お願いいたします。

資料⑤を添付  
します。

浜田市国分町1689-1

三島淳寛

陳情番号	38
付託先委員会	総務文教委員会
審査結果	



メールによる行革への質問 と 行革の回答 資料⑤

R4. 5. 24 メール受信	回答
<p>④について質問の意図がわからないということですので、分かりやすく説明した上で、再度質問いたしますのでご回答下さい。</p> <p>5月13日に下さった回答に、「特段の事情がある場合を除いて、内容の記録のための手段は、メモを取ることで事足りると考えており、撮影、録音が必須であるとは考えておりません。これにより、行政の推進が誤って認識されることを防ぐためです。」とあったため、この回答に沿って質問したものでしたが、わかりやすいように書き方を変えます。</p> <p>市の窓口での市政に関する相談内容(質問と回答などのやりとり)を、第三者に伝えることによって、その第三者に「行政の推進が誤って認識されることがある」と考えておられますが、メモを取った内容をもとに第三者に伝えた場合と録音による記録をもとに第三者に伝えた場合で、行政の推進が誤って認識されるリスクに違いがあるかどうかとその理由を教えてください。</p>	<p>メモ、録音による記録において、記録という行為の捉え方に違いはありませんが、第三者がメモを読む・見る、又は、同じことを聞き受け取ったことについて、第三者へ伝えた者と全く同様に理解されるかどうかは分かりません。したがって、誤って認識する可能性については、メモ、録音のどちらも否定できないと考えます。</p>
<p>⑤5月13日に下さった回答に、「特段の事情がある場合を除いて、内容の記録のための手段は、メモを取ることで事足りると考えており、撮影、録音が必須であるとは考えておりません。」とあります。</p> <p>相談内容を記録する手段について、市民等の相談者が「メモを取ることで事足りる」と判断する場合もあれば、「正確に記録しておきたいので録音が必要」と判断することもあります。</p> <p>市民が「録音が必要である」と判断した場合、市の職員が「あなたにとって必要ない」、「メモすることで事足りる」として、相手の判断や価値観を否定し「必要ない」という認識を強要することは許されると考えるか否かと、その理由を教えてください。</p>	<p>相手の判断や価値観を否定し、強要することが許されるものとは考えてはおりません。そのような運用にならないよう取り組んでまいります。</p>

浜田市議会議長様

2022年6月1日

浜田市日脚町184-1 森谷公昭



この陳情は、市議又は市議会に検討していただき、このことを問題と思うなら、執行部に働きかける等、行動していただきたいとお願いするものです。

件名：

浜田市は、文書主義であり、条例によれば記録・文書を作らなければ違反であるという陳情

(浜田市協働のまちづくり推進条例)

趣旨理由：

「浜田市は、文書主義であるが、文書を作っていないなくても違反ではない」と、過日●●総務課長から発言があった。

しかし、これは、●●課長の勘違いではないかと思われる。

調べたところ文書主義の目的は「説明」だ。

そのために、記録を残さなければならないという流れだ。

総務省（公文書管理法）、島根県（公文書管理条例）も「説明」のため同様の見解です。

浜田市協働のまちづくり推進条例では6条2項で「市民へのわかりやすい説明責任」を定め、さらに「誠意をもって」という姿勢責任まで定めている。

このように「自治区廃止の代わりにできた重要な条例」に、「説明の義務」定められている。

先に述べたように、説明するためには、記録・文書が残されていないなければならない。

記録・文書がないということは「説明」ができないことになり、記録・文書を残していないということは、条例違反になる。（罰則はないのか？）

また、浜田市は「住民の福祉の増進」つまり、市民サービスのためにあるわけなので、「違反していないから問題ない」ではなく（実際は違反である）「違反ではないが記録・文書を残すようにする」というように考えるべきではないか？

浜田市に公文書条例がなくても、記録・文書を残していなければ条例違反であることを考え、説明責任を果たすために記録・文書を残すことを検討してほしい。

なお、浜田市は「電話録取」もない。

また、議員が相談やアドバイスに行ったこともほとんど記録に残っていないことを付け加える。

陳情番号	39
付託先委員会	総務文教委員会
審査結果	



浜田市議会議長様

2022年6月1日

浜田市日脚町184-1 森谷公昭



この陳情は、市議又は市議会に検討していただき、このことを問題と思うなら、執行部に働きかける等、行動していただきたいとお願いするものです。

件名：

憲法違反の可能性もあるような録音禁止規定の陳情

趣旨：

「憲法第十三条【個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重】

すべて国民は、個人として尊重される。

生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」

2021年9月1日より庁舎内（駐車場も含む）での録音が禁止になった。

何人かの市民が問題提起しているが、●●行革課長によると、

「切り取ってSNSにアップされ誤情報が市民を混乱させる」とか「職員の精神的負担を避けるため」という理由で、浜田市の方針で、●●副市長の指示により作られたそうである。

●●行革課長に尋ねたところ約1700ある市町村で、市の方針として録音禁止と決めたのは、数あるが、許可規定がないのは、浜田市だけだ。他に許可規定のない「完全録音禁止」をしているのは、浜田市以外に私は知りません。と、臆面もなく説明があった。

13ほど許可した例があるようだが、市民には知らされないままである。

HPには載せてくれませんか、半年前からお願いしているが聞いてもらえない。

ほかの自治体で「完全録音禁止」していないのに浜田市だけが禁止している。

しかし、自宅から電話をかけて会話を録音することはOKということだ。

これでは、中途半端で実効性がない。

それなら、許可規定を加えるべきではなからうか？

議員の皆さん、いろいろなレベルの市民がいます、書くのが遅い、録音なら時間はいらぬ、証拠として録音したいなど、

浜田市の職員は証拠のために録音が許可される。

市と市民は対等の関係と定めた条例にも違反するのではなからうか？

間違いがないように録音することを検討してもらいたい

陳情番号	40
付託先委員会	総務文教委員会
審査結果	



浜田市議会議長様

2022年6月1日

浜田市日脚町184-1 森谷公昭



この陳情は、市議又は市議会に検討していただき、このことを問題と思うなら、執行部に働きかける等、行動していただきたいとお願いするものです。

件名：

長沢サブセンターについての陳情

趣旨：

まず、数年前からの流れはこのようになっている。

- ① 長沢郵便局のところ（現在島根電工アパートが建築中）
- ② その下のT字路のあたり
- ③ 陶芸の里（長沢陸橋から北に下ったすぐ右手）
- ④ キヌヤ（旧服部タイヨー）駐車場
- ⑤ 教育センター
- ⑥ キヌヤ店舗内
- ⑦ これらも併せて他も検討

ここで③の陶芸の里の検討の仕方がでたらめなのである。

●●係長の自分でも見積もりということで専門性はない見積もりだった。

1億5千万円のメモ書きが赤線で訂正され2億円になっており、値段の問題。

入り組んでもいない道路が入り組んでいるという問題提起。

改装費の4800万円は、有福小の改装費と同額を持ってきただけ。

必ずしも必要のないエレベーターをつける問題。

高額なキッチンセットを予定。

駐車場舗装に2000万円。200坪なので500～1000万円で十分。

総額1億円にならないくらいのものを2億円と試算し高額だという結論。

③については特に、専門の見積もりを取ったうえで市の予算の無駄遣いにならないように検討してほしい。

陳情番号	41
付託先委員会	総務文教委員会
審査結果	



浜田市議会議長様

2022年6月1日

浜田市日脚町184-1 森谷公昭



この陳情は、市議又は市議会に検討していただき、このことを問題と思うなら、執行部に働きかける等、行動していただきたいとお願いするものです。

件名： 飲酒同乗運転があったかないかという陳情

趣旨：

平成30年11月に午前4時、市役所を通過した車がハローワーク方向に進んだところでパトカーに止められ、課長が助手席、もうひとりが酒気帯び運転で捕まり、その日の午前中は、新しい警察で取り調べを受けた。

●●というラーメン店の方、運転していた方などに証言してもらい資料を見てもらったり録音を聞いてもらったりしている。

当時の●●副市長と●●総務部長は、議会が始まる前9時ごろ議長団に報告に来た。「課長が飲酒運転で逮捕された」という報告があった。

その後〇〇課長はどうしたんだという問いに、●●部長は「退職届が出ました」と答えた。

その課長の妻である議員に聞けばわかることです。

なぜ議員に聞かないのか？

同じ会派の●●議員は及び腰、腰が引けており闇に葬るような発言があった。

処分をされる人と免れる人がいていいはずがない。

もう処分はできないので、求めはしないが、飲酒同乗、処分に値するようなことがあったか  
なかったかは、はっきりしないといけない。

ネットでも市長が隠した、だから市長選が接戦だったのだとのうわさもある。

あったかなかったかだけでも、明らかにさせることはできないものだろうか？  
議員の皆さんの正義感とエネルギーに期待します。

陳情番号	42
付託先委員会	総務文教委員会
審査結果	



**令和4年6月浜田市議会定例会議  
条例議案新旧対照表**

**（総務文教委員会）**



## 新旧対照表の見方

1 最上部に一部改正する条例の名称及び条例番号を表記しています。

2 新旧対照表の表記は、次のとおりです。

- (1) 左欄の「現行」が改正前、右欄の「改正後（案）」が改正後の内容
- (2) 改正のある条のみ表記
- (3) 改正のある条の中の改正のない項及び号は「〔略〕」で表記
- (4) 変更のある箇所を下線で表記

### 〔新旧対照表例〕

浜田市●●●条例（平成●●年浜田市条例第●●号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
(見出し) 第●条 市長は、○○○○○○○○、●●●●とする。 2 〔略〕	(見出し) 第●条 市長は、○○○○○○○○、 <u>▲▲▲▲</u> とする。 2 〔略〕

## 目 次

議案第41号	浜田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例について	…	1ページ
--------	--	---	------

浜田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例（平成17年浜田市条例第8号）新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
<p>○浜田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年10月1日 条例第8号</p> <p>（公費の支払）</p> <p>第4条 〔略〕</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>1万5,800円</u>を超える場合には、<u>1万5,800円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日</p>	<p>○浜田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年10月1日 条例第8号</p> <p>（公費の支払）</p> <p>第4条 〔略〕</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>1万6,100円</u>を超える場合には、<u>1万6,100円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日</p>

現行	改正後（案）
<p data-bbox="199 209 1097 336">までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）</p> <p data-bbox="170 357 311 389">ウ　〔略〕</p>	<p data-bbox="1234 209 2132 336">までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）</p> <p data-bbox="1205 357 1346 389">ウ　〔略〕</p>

浜田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成17年浜田市条例第9号）新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
<p>○浜田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年10月1日 条例第9号</p> <p>（公費の支払）</p> <p>第4条 浜田市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>525円6銭</u>〔印刷単価〕に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>11万7,991円</u>〔企画費〕を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p>	<p>○浜田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年10月1日 条例第9号</p> <p>（公費の支払）</p> <p>第4条 浜田市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>541円31銭</u>〔印刷単価〕に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>12万175円</u>〔企画費〕を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p>

浜田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成20年浜田市条例第4号）新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
<p data-bbox="203 293 1099 373">○浜田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例</p> <p data-bbox="869 392 1111 480">平成20年3月24日 条例第4号</p> <p data-bbox="159 496 344 528">（公費の支払）</p> <p data-bbox="107 552 1111 1054">第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円51銭</u>を超える場合は、<u>7円51銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数（以下「限度枚数」という。）の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p data-bbox="159 1070 439 1102">（公費負担の限度額）</p> <p data-bbox="107 1126 1111 1254">第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円51銭</u>に限度枚数を乗じて得た額とする。</p>	<p data-bbox="1234 293 2130 373">○浜田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例</p> <p data-bbox="1899 392 2141 480">平成20年3月24日 条例第4号</p> <p data-bbox="1189 496 1375 528">（公費の支払）</p> <p data-bbox="1137 552 2141 1054">第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合は、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数（以下「限度枚数」という。）の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p data-bbox="1189 1070 1469 1102">（公費負担の限度額）</p> <p data-bbox="1137 1126 2141 1254">第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円73銭</u>に限度枚数を乗じて得た額とする。</p>

## 令和4年度 浜田市総合防災訓練の結果報告について

「水害・土砂災害における防災活動」をテーマに、令和4年度浜田市総合防災訓練を実施しました。

本庁舎及び各支所では、災害対策本部運営訓練及び情報伝達訓練を行いました。

また、市内全域において、防災無線・防災メールを用いて高齢者等避難を発令し、自主防災組織や町内会単位で避難情報の伝達訓練、避難行動訓練等を実施しました。

**日時** 令和4年6月5日（日） 08：30～11：00

**場所** 市役所本庁舎・各支所庁舎 災害対策本部運営訓練等  
市内各地 地域住民による避難情報伝達訓練・避難行動訓練

### 参加者

災害対策本部運営訓練 109名（浜田54名、金城17名、旭7名、弥栄4名、三隅27名）

協力機関 浜田警察署1名（本部訓練）、社会福祉施設6施設27名（避難行動訓練）

地域住民 浜田地域 141町内 2,591名 金城地域 33町内 333名

旭地域 38町内 305名 弥栄地域 11町内 287名

三隅地域 78町内 3,533名 **合計 301町内 7,049名**



## ケーブルテレビ回線の光化に伴う宅内工事の実施について

令和2年度より、市内全域のケーブルテレビ回線を同軸ケーブル回線から光回線にする整備を行ってきましたが、令和3年度内に市内全ての地域において、幹線の光化が完了したところです。

今後は、電柱まで整備された光回線を各戸に引込み、サービスを確実に提供できるように宅内の配線を行う「宅内工事」を進めていきます。

つきましては、今年度からの宅内工事日程について、以下のとおり報告します。

- 1 工事内容 光回線の引込・宅内工事
- 2 対象 「ひゃこるネットみすみ」及び「石見ケーブルビジョン(株)」の加入契約者
- 3 費用負担 光回線への切替に係る加入契約者の費用負担はありません。
- 4 全体行程
  - ・令和2～3年度 幹線の光化工事（市内全域）
  - ・令和4年度 宅内工事（浜田・三隅地域）
  - ・令和5～7年度 宅内工事（浜田・金城・旭・弥栄地域）
  - ・令和8年度 ケーブルテレビの同軸ケーブル撤去工事（市内全域）

### 5 宅内工事日程

地域	工事主体	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
浜田	石見CATV	宅内工事			予備日程
金城	市		宅内工事		予備日程
旭	市		宅内工事		予備日程
弥栄	市		宅内工事		予備日程
三隅	市	宅内工事			
		住民説明会			

※宅内工事については、ケーブルテレビ加入者と日程調整の上、工事の準備が整ったエリアから順次実施予定。

（三隅地域は6月末以降、浜田地域は7月以降の工事实施を計画中。）



## 浜田市公式ウェブサイトのリニューアルについて

浜田市公式ウェブサイトについて、より見やすく、魅力的なサイトとなるよう以下のとおりリニューアル公開を行いますので報告します。

1 公開日 令和4年7月1日（金）正午（予定）

2 変更点

- (1) 全体的なデザインの変更
- (2) トップページ構成の変更
- (3) 目的別、場面別、申請書類一覧等の検索項目追加
- (4) レスポンシブデザインの採用  
(使用機器の画面サイズに合わせてデザインを最適化する仕組み)
- (5) 記事作成システムのバージョンアップ

3 サイトイメージ

画像は開発中のもので、一部変更の可能性がります。

(1) トップページ



▲サイトイメージ

## (2) スマートフォン版イメージ

目的別、場面、よく使う項目などをまとめた「情報を探す」ボタンを追加し、知りたい情報を探しやすくしました。



▲検索機能の追加



▲スマートフォン版

## (3) 検索項目の追加

利用頻度の高い防災メールやごみ分別表、申請書等の記事を一覧できる機能を追加しました。



▲検索項目

## 石見まちづくりセンター（仮称）長沢サブセンター 建設整備計画について

### 1 令和4年当初予算説明時の施設整備の概要

- (1) 整備予定地 浜田教育センター敷地（長沢町 1550 番地 1 外）
- (2) 建物 軽量鉄骨造平屋建（太陽光発電設備有）  
床面積 400 m<sup>2</sup>程度（集会室、会議室、和室、事務室、トイレ等）
- (3) 土地 敷地面積 2,000 m<sup>2</sup>程度を島根県から取得（予定）
- (4) 運用開始 令和6年4月1日（予定）
- (5) 事業費（概算） 394,000 千円（土地取得、設計、建設工事関係）

### 2 令和4年度浜田市一般会計予算に対する附帯決議

- (1) 長沢サブセンターの建設について

まちづくりセンター及びそれに付随する施設は、その機能が十分に発揮されるものでなければならない。最少の経費で最大の効果が生まれるよう、現案を基本に捉えつつも、より最適な立地を再考すること。

### 3 現在の検討状況

サブセンターの建設候補地について、キヌヤ長沢店の敷地内での建設が可能かどうか、現在、株式会社キヌヤと協議を行っている。

#### 【位置関係】



### 第 3 次浜田市子ども読書活動推進計画の策定について

平成 13 年に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」により国は「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定・公表することが定められました。

浜田市においても「子どもの読書活動の推進に関する法律」第 4 条及び第 9 条第 2 項に基づき、国の基本計画や県の「島根県子どもの読書活動推進計画」を踏まえ平成 25 年 3 月に「(第 1 次) 浜田市子ども読書活動推進計画」、平成 28 年 10 月に第 2 次推進計画を策定しました。

このたび、第 3 次浜田市子ども読書活動推進計画検討委員会からの意見を集約し計画案をとりまとめましたので報告します。

この計画案を基に、令和 4 年 7 月 15 日(金) から 8 月 15 日(月) までの期間浜田市ホームページ、各市立図書館、教育総務課及び各支所教育委員会分室においてパブリックコメントを実施します。

#### 【これまでの経過及び今後の予定】

- |                                     |   |
|-------------------------------------|---|
| 令和 3 年 12 月 22 日                    | 第 1 回浜田市子ども読書活動推進計画検討委員会<br>委員委嘱、資料説明、意見聴取                |
| 令和 4 年 1 月 18 日                     | 第 2 回検討委員会<br>新型コロナウイルス感染拡大により中止<br>書面により各委員から計画案について意見聴取 |
| 令和 4 年 5 月 20 日                     | 第 3 回検討委員会<br>提出意見を反映した計画案説明、検討、委員長一任                     |
| 令和 4 年 7 月 15 日～<br>令和 4 年 8 月 15 日 | パブリックコメント募集   |

# 第3次

## 浜田市子ども読書活動 推進計画（案）



令和4年 月  
浜田市教育委員会

— 目次 —

はじめに	1
第1章 第3次浜田市子ども読書活動推進計画の策定にあたって	2
I 第3次計画の背景	2
1 国の動き	2
2 県の動き	2
3 市の動き	3
II 第2次計画の成果と課題	3
1 家庭における子ども読書活動の推進	3
2 地域における子ども読書活動の推進	5
3 学校等における読書活動の推進	7
4 図書館における子ども読書活動の推進	11
第2次浜田市子ども読書活動推進計画における 数値目標の進捗状況	15
III 第3次計画の基本的な考え方	16
1 計画の位置づけ	16
2 計画の期間	16
3 基本理念	16
4 基本目標・基本方針	16
第2章 施策の方向と具体的な施策	17
体系のイメージ図	17
計画の体系図	18
I 家庭における子ども読書活動の推進	19
1 乳幼児期からの読書活動の推進	19
2 子育て支援センターにおける読書活動の推進	19
3 「家読」の推進	20
II 地域における子ども読書活動の推進	20
1 まちづくりセンターにおける読書活動の推進	20
2 放課後児童クラブにおける読書活動の推進	21
3 図書館による地域の読書活動の推進	21

Ⅲ	学校等における読書活動の推進（学校教育課）	・ ・ ・ ・ ・	22
1	幼稚園、保育所、認定こども園における読書活動の推進	・ ・ ・	22
2	小学校、中学校における読書活動の推進	・ ・ ・ ・ ・	22
3	高等学校における読書活動の支援	・ ・ ・ ・ ・	24
4	特別支援学校における読書活動の支援	・ ・ ・ ・ ・	24
Ⅳ	図書館における子ども読書活動の推進	・ ・ ・ ・ ・	24
1	読書環境の整備、充実	・ ・ ・ ・ ・	24
2	関係機関・団体との連携、協力	・ ・ ・ ・ ・	26
3	読書活動の啓発、情報発信	・ ・ ・ ・ ・	26
4	ボランティアの育成、支援	・ ・ ・ ・ ・	27
	第3次浜田市子ども読書活動推進計画における 数値目標	・ ・ ・ ・ ・	28

《資料》

子どもの読書活動の推進に関する法律

浜田市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱

浜田市子ども読書活動推進計画検討委員会名簿

はじめに

子どもの読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条）であり、地域社会全体で子どもの読書活動の推進に取り組むことは極めて重要です。

読書は「本との対話」「自分との対話」「人との対話」を通して、豊かな人間性を育みます。

読書は、人間の成長過程において次のような価値のある活動です。

- 読書をするという活動自体がもつ楽しいという価値
- 読書によって知識・技能が身に付き、自分の経験と照らし合わせながら判断力・思考力・表現力等が育つという価値
- 読書を通して自分の生き方を見直し、豊かな感性が育つという価値
- 読書に関する会話の中で人とのつながりや共生の心を培うという価値

このような価値ある読書活動を推進していくことで身に付く力は、主体的に課題を見つけ、様々な他者と協働しながら、定まった答えのない課題にも粘り強く向かっていくという生きて働く力を育むためにも欠かせないものです。

また、浜田市教育振興計画に掲げられた SDGs のゴール4「質の高い教育をみんなに」に向けた取組を進めていく上でも重要であると考えます。

令和3年度の全国学力・学習状況調査結果の読書に関わる部分の割合は以下のとおりです。

	小学校6年			中学校3年		
	市	県	国	市	県	国
平日30分以上読書をする割合	30.4P	32.8P	37.4P	34.0P	28.8P	28.9P
不読率(全く本を読まない割合)	27.2P	25.0P	24.0P	25.9P	32.3P	37.4P
平日テレビゲームを2時間以上する割合	53.1P	47.3P	49.4P	62.0P	52.0P	57.0P

小学生の結果を国・県と比べると、30分以上読書する児童の割合が低く、不読率がやや高いということが分かります。中学生においては、国・県の割合よりも30分以上読書する生徒の割合が高く、不読率は低いという結果です。両方に共通していえることは、メディア接触の時間が長いということです。

およそ、3人に1人が、平日の読書時間が30分未満であり、4人に1人が読書をしていないという状況、メディア接触の時間が長いという状況を踏まえ、上述した力を育むために、今後の施策の方向性と取組を示す「第3次浜田市子ども読書活動推進計画」を策定しました。



## 第1章 第3次浜田市子ども読書活動推進計画の策定にあたって

### I 第3次計画の背景

#### 1 国の動き

平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（以下「推進法」という。）が成立しました。推進法では、「子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、国は「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）を策定・公表することが定められました。

この推進法に基づき、国は、平成14年8月に第一次基本計画を、平成20年3月に第二次基本計画を、平成25年5月に第三次基本計画を、平成30年4月に第四次基本計画を策定しました。

第三次基本計画期間中においては、学校図書館法の改正（平成26年）、学習指導要領の改訂（幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校幼稚部・小学部・中学部は平成29年、高等学校は平成30年、特別支援学校高等部は平成31年）が行われ、子どもの読書活動に関連する法制上の整備がなされました。

#### 2 県の動き

島根県では、平成13年の「子どもの読書活動の推進に関する法律」の成立を受けて、平成16年3月に「島根県子どもの読書活動推進計画」（以下「県計画」という。）を策定し、その後、平成21年3月に第2次県計画、平成26年4月に第3次県計画、平成31年3月に第4次県計画を策定しました。第2次県計画からは「子ども読書県しまね」を掲げ、義務教育段階における「学校図書館活用教育」を集中的に全県展開する取組を進めました。

平成26年7月には「第二期しまね教育ビジョン21」を策定しました。このビジョンでは、「島根を愛し 世界を志す 心豊かな人づくり」を基本理念とし、目標の一つである「夢や希望に向かって主体的に学ぼうとする人を育てます。（向かっていく学力）」を達成するための施策として「読書活動の推進」を位置付けています。

また、平成29年度からは、主体的に課題を見つけ、様々な他者と協働しながら、定まった答えのない課題にも粘り強く向かっていく力を育む

魅力ある教育環境を目指し、「教育の魅力化」の取組を推進しています。  
「ふるさと島根を学びの原点に未来にはばたく心豊かな人づくり」を基本理念に、令和2年度から令和6年度を計画期間とした「しまね 教育魅力化ビジョン」を策定しています。

### 3 市の動き

浜田市では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第4条及び第9条第2項に基づき、国の基本計画及び県の推進計画を踏まえ、平成25年3月に「(第1次)浜田市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

その後、平成28年度策定の「第2次浜田市総合振興計画」「浜田市教育大綱」「浜田市教育振興計画」を受け、平成28年10月に「第2次浜田市子ども読書活動推進計画」を策定しました。教育大綱の理念「夢を持ち郷土を愛する人を育みます」の基、施策の柱である「学校教育の充実」「家庭教育支援の推進」「社会教育の推進」に向けた取組を推進しています。

## II 第2次計画の成果と課題

### 1 家庭における子ども読書活動の推進

#### (1) 乳幼児期からの読書活動の推進

##### ①ブックスタート事業(※)の推進

- ・乳児健診や未受診者訪問等を通じて、絵本をプレゼントし、読み聞かせの大切さについて啓発しました。

##### ②乳幼児健診等での子ども読書活動の推進

- ・読書ボランティアによる読み聞かせを実施しましたが、令和2年度は新型コロナ感染拡大防止のため中止しました。
- ・乳幼児健診にあわせて、配布資料を通じて読み聞かせの大切さについて啓発しました。引き続き読み聞かせの大切さや、心を育む関わりについて啓発していきます。
- ・読書ボランティアと絵本の選定など連携して行い、健診対象児へ絵本をプレゼントするとともに、読み聞かせの大切さや心を育む関わりについて啓発していく必要があります。

※ブックスタート事業 乳幼児健診に参加したすべての赤ちゃんと保護者に、絵本を手渡し、絵本を介して心ふれあうひとときをもつきっかけをつくる事業。

## (2) 子育て支援センターにおける読書活動の推進

### ①蔵書の充実と貸し出しの推進

- ・中央図書館による団体貸し出しやしまね子育て絵本(※1)など、より豊富な絵本を揃えることで、多くの絵本との出会いの環境作りに取り組みました。令和2年度から月に1回「ラブック号(※2)」の来園も実施しました。また、いつでも長期の貸出をすることで絵本に親しむことの大切さについて啓発しました。
- ・引き続き、貸出できる蔵書の充実等を図り絵本に集中できる落ち着いた環境づくりを進める必要があります。

### ②読み聞かせの充実と啓発

- ・ボランティアサークルによる読み聞かせの会を毎月2回実施しました。また事業において職員が読み聞かせの場をもつことで、子どもの想像力や感性を育て親子で心地よいひと時を共有してもらうようにしています。
- ・今後もこれまでの取り組みを継続させ、ボランティア等の活用や保護者へ活動参加を呼び掛けていくことが重要であると考えます。

### ③読み聞かせグループの育成と連携

- ・これまでの活動を継続させ、場や情報の提供をし、読み聞かせボランティア活動の支援をしていく必要があります。

### ④研修会の充実

- ・各地域で開催される子育て広場等で研修を実施しました。読み聞かせの大切さについて学びの場を提供しました。
- ・新型コロナの感染状況に応じた研修方法について、引き続き検討していきます。

※1 しまね子育て絵本 島根県立図書館が、「おすすめしたいこどものほん(ながく読みつがれた本・最近刊行されたリスト)をもとに300種類の絵本を選定。複本3冊ずつがセットで、各市町村立図書館へ寄託。幼稚園、保育所等での巡回活用や親子が集まる場所への貸出利用に供している。令和4年度からは「幼稚園・保育所お楽しみ子育て絵本」として100冊の増刷がある。

※2 ラブック号 浜田市立図書館が所有する移動図書館車の名前。図書館への来館が難しい地域に行ったり、各種イベントに参加したりしている。

### ⑤「家読(うちどく)」(※1)の推進

- ・乳幼児健診や訪問など通じて資料を配布し、電子メディアとの適切な関わりや、絵本の読み聞かせの大切さ、心を育む関わりについて啓発しました。
- ・上記のことについて継続して啓発していくことが大切であると考えます。

## 2 地域における子ども読書活動の推進

### (1) まちづくりセンターにおける読書活動の推進

#### ① 読書環境の整備

- ・簡易な貸出し手続きの設定、ロビーに図書を設置し目に留まりやすくする工夫、夏休みの図書室開放等誰でも自由に図書を利用できる環境づくりに努めました。
- ・紙芝居の読み聞かせ等をまちづくりセンターで実施し、読書を身近に感じられる機会を提供しました。
- ・子ども達へ読書の魅力を伝えるため、まちづくりセンターと地域住民が連携した事業において、移動図書館車ラブック号を活用しました。
- ・県立図書館の蔵書を借用し、新たな本に触れる機会を設けました。
- ・選書内容の見直し(寄贈本等)、蔵書の劣化、新書が少ないという課題があります。

#### ② 啓発活動の推進

- ・地域ボランティアとの連携による保育所・小学校での読み聞かせや、講師を依頼しての夏休みの読書感想文講座を実施しました。
- ・地域住民への利用促進として広報を実施しました。
- ・浜田親子共育応援プログラム(通称「HOOP!」)(※)において、絵本の読み聞かせを通して、親子の絆を深めるプログラムを実施し、読書の普及啓発に努めました。

※1 家読 「家族読書」「家族ふれあい読書」の略語。読み聞かせをしたり、読書の時間を共有したりすることで、読書の習慣化を図るとともに家庭内のふれあいの時間をもつこと。

※2 浜田親子共育応援プログラム 県の「親学プログラム」をベースにした、浜田市独自の家庭教育支援の取組。ワークショップや講義等を通して、親同士がつながり、学び合い、地域とつながることで、家庭教育を推進する取組。

- ・①、②の取組が一部のまちづくりセンターにおいて実施できておらず、人材不足の傾向があります。
- ・時代に沿った本の提案方法を考案していく必要があります。

### ③本を活用したふるさと郷育の推進

- ・すべてのまちづくりセンターに「浜田市の人物読本 ふるさとの50人」を設置し、地域住民への普及に努めました。
- ・「ふるさとの50人」に記載のある浜田市ゆかりの人物に関する事業を実施しました。(ウォーキングイベント、勉強会等)
- ・文化スポーツ課では、令和2年度から「浜田市の歴史読本 ふるさと浜田の歩み」を市内全小学校6年生へ配布しています。
- ・図書館等関係機関と連携し、郷土に関する蔵書の収集を進めていく必要があります。

## (2) 放課後児童クラブにおける読書活動の推進

### ①読書の機会の提供

- ・支援員に対する読み聞かせの研修を実施しました。また、読書の推奨に努めました。
- ・支援員やボランティアによる読み聞かせを行いました。
- ・児童が読書をする時間が増えるよう、児童クラブにおいてどういったことが可能か検討していく必要があります。

### ②団体貸出図書の利用促進

- ・団体貸出制度等(※)を活用して、定期的に児童クラブの図書の入れ替えを行い、読書環境の整備に努めました。

## (3) 図書館による地域の読書活動の推進

### ①子ども読書会の活動推進

- ・小学校3年生から6年生を対象に市内4地区から応募のあった3地区において子ども読書会を開催しました。例年5月から開催していましたが、令和2年度は新型コロナウイルスの影響により10月からの開始となりました。3地区17人の児童が参加しました。
- ・1地区参加がなかったことが残念です。また、毎年10月に開催していた全体での野外活動ができなかったことも残念です。参加児童の感想を春の読書週間で紹介することは続けていきます。

※団体貸出制度 学級やまちづくりセンターなどの団体を対象に、50冊以内の図書を1か月間貸出する利用方法。貸出冊数、期間は異なるが、県立図書館も団体貸出を行っている。

## ②簡易閲覧所の利用促進

- ・「浜田市佐々田文庫(※)整備基金」から図書 308 冊を購入し、市内 13 か所の簡易閲覧所の充実を図りました。
- ・令和 3 年 3 月のしまね JA 上府事業所の引き上げに伴い、国府まちづくりセンター有福分館での受入れに変更しました。

## ③移動図書館の利用促進

- ・6 コース 34 か所を、月 1 回ペースで巡回しました。1,457 人の利用者で 4,796 冊の貸出がありました。
- ・出張展示が、コロナ感染症対策のため、3 月の石見まちづくりセンターのイベントのみとなりました。今後も状況に合わせて出張展示を行いたいと考えます。

## 3 学校等における読書活動の推進

### (1) 幼稚園、保育所、認定こども園における読書活動の推進

#### ①読み聞かせの充実、親子読書の推進

- ・職員による読み聞かせ(毎日)保護者ボランティアによる読み聞かせ(毎月)やボランティアサークルによる読み聞かせを実施しました。
- ・毎週 1 回本の貸出、また長期休業期間にも貸出を行い、親子読書の推進に努めています。
- ・公共図書館を積極的に活用し、本に親しむ環境づくりを行っています。
- ・これまでの取組を継続し、読み聞かせボランティア等の活用や保護者へ読み聞かせボランティア活動参加を呼び掛けていきます。
- ・公共図書館のサービスの活用や、貸出できる蔵書の充実等を図り環境づくりに努めます。

#### ②保護者への啓発、情報提供

- ・「園だより」等により親子読書のすすめや本の選び方等保護者への情報提供を実施しました。
- ・外部の専門家を招き保護者を対象とした読み聞かせの研修会等を開催し、保護者への啓発を行っています。
- ・引き続き、保護者への情報提供に努めるとともに、研修会等を企画し、親子読書や読み聞かせの大切さについて啓発を行います。

※佐々田文庫 佐々田懋氏が佐々田奉公会を設立し、図書館への寄付から始まった「佐々田文庫」を設置した。まちづくりセンターなど市内 13 か所に簡易閲覧所がある。

### ③研修会等参加による職員の資質向上

- ・専門家や読書ボランティアの方からの情報を取り入れ、読み聞かせ、本の選択等の知識の習得に努めています。
- ・研修会等への参加や積極的な情報、知識の習得に努め、職員の資質向上を行います。

## (2) 小学校、中学校における読書活動の推進

### ①学校図書館の整備・充実

- ・市立図書館や他の学校図書館と連携・情報交換などをおこない、学校図書館資料の充実を図りました。
- ・学校図書館図書標準は小学校 12 校、中学校 4 校が達成しました。
- ・長期休業期間中に、図書の貸出や調べ学習の支援を行っている学校があります。
- ・学校図書館と市立図書館とのネットワークの充実を図る必要があります。
- ・引き続き、学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、地域資料の整備・充実に努める必要があります。

### ②読書習慣づくりの推進

- ・読書指導の基礎の定着を図り、児童生徒が進んで記録をつける習慣を身につけるため読書ノートを配付し、有効活用を図りました。
- ・朝読書、読み聞かせ、アニメーション(※1)、ビブリオバトル(※2)、読書ビンゴ(※3)、味見読書(※4)等を取り入れることで、より本の楽しさを知り、読書へのきっかけになる機会を設け、読書に親しめる環境づくりに努めました。

※1 アニメーション 読書の楽しさを伝え、生まれながらにもっている読む力を引き出そうと開発・体系化した読書指導方法。

※2 ビブリオバトル 京都大学から広まった輪読会・読書会、勉強会の形式で「知的書評合戦」とも呼ばれる。発表者が進めたい本の魅力を紹介しあい、聴衆の投票数で勝敗が決まる。

※3 読書ビンゴ ビンゴカードを配布し、ビンゴ達成を目標にマス目に記された本を読む。

※4 味見読書 テーマごとに複数の本を用意し、全部読むのではなく初めのところだけ短時間で読み、簡単に記録することを繰り返すことで、いろいろな本に出会える方法。

- ・小学校 14 校、中学校 2 校において、家読(家庭読書)の推進に取り組みました。
- ・新型コロナウイルス感染症対策のため、地域住民による読み聞かせボランティアの活動が制限されています。

### ③学校司書等配置事業の推進

- ・全校に学校司書(※1)または学校図書館支援員を配置し、学校における読書活動の推進と各教科における言語活動の充実を図りました。
- ・学校司書や学校図書館支援員の「連絡会」を開催し、協調学習(※2)の研修会や調べる学習コンクール(※3)後の授業での図書館活用教育の作品紹介を行いました。その他、意見交換、情報交換の場を設けるなど、資質向上に努めました。
- ・教育委員会に学校図書館支援センターを設置し、学校司書等の取組を支援しました。また、定期的に「学校図書館支援センターだより」を発行し、各学校に配布することで、学校司書等による取組や学校図書館活用教育の事例等に係る情報の共有を図りました。
- ・学校司書は、各教科における言語活動の充実、学校における読書活動の推進、学校図書館を活用した課題解決的学習や探究的学習の推進を図る上で大きな役割を担っており、引き続き全校に配置する必要があります。また、継続的に学校司書を配置していくため、その役割や必要性を広く周知し、理解を得ていく必要があります。
- ・新型コロナの感染状況に応じて、GIGA スクール(※4)構想に伴い、対面式と非対面式のそれぞれのよさを意識した研修の在り方について考えていきながら、学校司書の研修の場を設け、資質向上を図る必要があります。

※1 学校司書 小中学校の学校図書館で、児童・生徒の読書活動や、教員と連携し学校図書館を活用した学習充実のための支援を行う人。

※2 協調学習 東大 CoREF を中心として展開する「知的構成型ジグソー法」という手法で、主体的・対話的で深い学びを作り出す学習方法。浜田市は平成 23 年度から参加している。

※3 調べる学習コンクール 図書館振興財団主催で行われている「図書館を使った調べる学習コンクール」のこと。興味をもったことを調べてまとめ、表現した作品のコンクール。浜田市は平成 26 年度から島根県で唯一参加している。

※4 GIGA スクール 児童生徒に 1 人 1 台の端末を配布し、教育の ICT 化を進める構想。



#### ④学校図書館活用教育の推進

- ・学校図書館活用教育研究指定校を2校指定し、公開授業等を開催して、学校図書館活用教育の普及を図りました。
- ・学校図書館活用授業で実際に行う単元一覧表、教科横断的な学校図書館年間計画の作成し、学校図書館の学習・情報センターとしての機能充実を図りました。
- ・授業で児童生徒が作成した成果物を学校図書館に展示・保管することで、教職員の授業支援を行い、児童生徒の学習意欲を高めるよう配慮しました。
- ・教育委員会に指導主事を配置し、学校図書館活用教育に係る指導助言を行うとともに、必要に応じてモデル授業を実施し、学校図書館活用教育の推進に取り組みました。
- ・毎年、全国コンクールにつながる「浜田市調べる学習コンクール」を開催しました。校内での取組や学校図書館支援センターの応援講座により、調べ学習に意欲的に取り組む児童・生徒が増えてきました。引き続き児童・生徒の知的好奇心や探究心、意欲を育て、調べる力をつけていく必要があります。
- ・学校規模や校内体制等により、学校図書館活用教育に対する意識の差がみられます。司書教諭や学校図書館担当教諭及び学校司書だけでなく、教職員全体の継続的な関わりが必要不可欠です。学校として組織的に多様な読書活動の継続、企画ができる支援、小中学校が連携した取組を推進していく必要があります。

#### ⑤特別支援学級における読書活動の推進

- ・市立図書館や島根県西部視聴覚障害者情報センターのバリアフリー図書に努めました。
- ・島根県西部読書普及センターのバリアフリー図書を活用し、特別支援学級の読書活動を行いました。
- ・児童生徒の発達や障がいの状況に応じた読書活動が展開できるよう、教職員研修会が必要だと考えます。

#### (3)高等学校における読書活動の支援

- ・市立図書館において、団体貸出等のサービス提供やイベント行事の情報発信をしました。
- ・広報活動、生徒の職場体験等の受入れを行いました。
- ・研修への参加受入れについては、日程調整の難しさもあり、高等学校の教職員の参加はありませんでした。参加しやすい日時設定や興

味を持ってもらえるテーマ設定などの配慮が必要と考えます。

#### (4) 特別支援学校における読書活動の支援

- ・市立図書館において、バリアフリー図書の収集拡大、団体貸出等のサービス活用の推進、図書館の施設見学等の積極的な受入れ等を行いました。
- ・研修への参加受入れについては、日程調整の難しさもですが、少ないながらも特別支援学校の教職員の参加がありました。

### 4 図書館における子ども読書活動の推進

#### (1) 読書環境の整備、充実

##### ① 児童図書の充実

- ・令和2年度の児童書購入冊数は2,317冊で全購入冊数の24.4%にあたります。児童書蔵書冊数は96,434冊で全蔵書数の33.7%になります。課題図書、県立図書館おすすめの本等積極的に購入しました。
- ・利用者数が令和2年度実績で小学生は10,000人を超えていますが、中学生、高校生とも1,000人をわずかに超える程度となっています

##### ② 子ども向け行事、サービスの充実

- ・前述の子ども読書会(2(3)①)の他、市内の中学校、高校と連携し、「中高生のおすすめの本」の特集展示を行いました。
- ・令和2年度はコロナ感染症対応により時期をずらし子ども読書会を10月から開催、おはなし会を7月から人数制限や来場者名簿を作成して実施しました。
- ・今後ともコロナ感染症対策を取りながら実施していく必要があります。

##### ③ 中学生や高校生に向けたサービスの充実

- ・ヤングアダルト図書を186冊購入し、5,071冊の蔵書です。電子書籍も1,921点となっています。
- ・学習コーナーへの動線上にヤングアダルトコーナーを設けています。
- ・市内中学校・高等学校等と連携し、「中高生おすすめの本」の紹介をしました。
- ・ヤングアダルト世代の利用が、学習コーナー中心となっており、なかなか読書利用につながっていない状況にあります。学校教育課地域学校連携係と連携し中学校・高等学校の図書館利用につなげたい

と考えます。

④障がいのある子どものための読書環境の整備・充実

- ・点字本 52 冊、大活字本 1,016 冊と CD、DVD 等所蔵しています。カウンター前に大活字本コーナーを設けています。
- ・障がい者、高齢者向けの資料が多いので、子ども向け資料の充実を図る必要があります。また、特別支援学級、特別支援学校との関係を作っていきたいと考えます。

⑤司書の資質向上

- ・県立図書館から講師を招いたり、コロナ感染症対応について医療専門監の講話を聴いたりしました。
- ・調べ学習の応援講座や学校関係者との対話を通して、OJT による研修を進めることで、実践的な資質を向上していきたいと考えます。

⑥移動図書館の利用促進

- ・市内 34 か所を毎月巡回する移動図書館車両は、年間約 1,500 人の利用者と 5,000 冊の貸出冊数(R2 年度)の実績で、貴重な読書機会の提供となっています。
- ・利用者の 6 割が児童であり、学生は 2%にとどまっています。貸出冊数も 7 割が児童書となっています。

(2)関係機関・団体との連携、協力

①学校図書館との連携、協力

- ・寄託図書資料リストの提供、各図書館への配送サービスを行いました。
- ・職場体験、図書館見学を積極的に受け入れました。
- ・調べる学習コンクールの応援講座や審査会の支援を行いました。図書館司書の資質向上のためにも、さらに協力していく必要があります。

②まちづくりセンター等との連携、協力

- ・子ども読書会の他、まちづくりセンターの依頼を受け、小学校 1 年生向け読書感想文教室を行いました。
- ・今後さらに、地域との連携を強化していきたい。

③公共図書館との連携、協力

- ・相互貸借、リクエストサービスにより利用者のニーズに可能な限り応えました。
- ・県立図書館「しまね子育て絵本」を活用して、各施設に配本しまし

た。

- ・相互貸借、リクエストサービスについては、子どもの利用がありませんでした。リクエストできることを子どもに周知していく必要があると感じました。

#### ④島根県西部視聴覚障害者情報センターとの連携、協力

- ・点字本、大活字本等障がい者向けサービスを意識しましたが、島根県西部視聴覚障害者情報センターとの連携はほとんどできていない状況です。
- ・障がいのある児童・生徒が利用しやすい図書館となるよう県西部視聴覚障害者情報センターとの連携を進めていく必要があります。

#### ⑤ボランティアとの連携、協力

- ・定期的開催している読み聞かせやストーリーテリング、電子紙芝居等ボランティアによる取組が進んでいます。また、読書週間イベント等ボランティアとの共催の事業に取り組みました。
- ・それぞれの取組を図書館が把握し、横のつながりがもてるような支援が必要であると考えます。

### (3) 読書活動の啓発、情報発信

#### ①こどもの読書に関する啓発活動

- ・読書週間での取組として、各館個性を生かしたイベント開催を計画しましたが、令和2年度のイベント開催はコロナ感染症の影響で下半期の活動となりました。
- ・今後も子どもの思いに寄り添う図書館であるよう努めることが重要であると考えます。

#### ②情報発信の充実

- ・図書館だよりやホームページで情報発信に努めました。市報に図書館の情報コーナーがあり、司書おすすめの本の紹介等読書活動の情報を発信しました。
- ・コロナ禍での図書利用として電子書籍を充実させたいと思います。特にヤングアダルト向けサービスを充実させたいですが、手に入りにくい状況です。

#### ③職場体験や各種子ども向け講座の開催

- ・職場体験は中止となりましたが、図書館見学を9月以降受入れ、12の学校、幼稚園が来館しました。
- ・小中学校、幼稚園等と連携を深め、職場体験・図書館見学できる限り受入れることが必要です。

#### (4) ボランティアの育成、支援

##### ① ボランティアの育成

- ・それぞれのボランティアの集まりで、イベント後の反省会等を計画されています。
- ・研修会等開くことができず、各ボランティアに依存してしまいました。新たな人材を受付けているが周知が足りませんでした。

##### ② ボランティアの活動支援

- ・事前の話合いにより連携し、工夫されたイベントを開催することができました。
- ・ボランティアの活動に任せた形になってしまいました。ボランティアどうしのつながりを深めるように研修、話合いを行いたいと思います。

第2次浜田市子ども読書活動推進計画における数値目標の進捗状況

内容	平成27年度 実績	令和2年度 実績	令和3年度 数値目標
子育て支援センターにおける読み聞かせの会の開催回数と参加者数	20回 延べ670人	11回 延べ143人	30回 延べ800人
移動図書館、簡易閲覧所の貸出冊数	5,153冊	5,704冊	7,200冊
学校図書館の1人あたりの年間貸出冊数	小学校71冊 中学校18冊	小学校102冊 中学校23冊	小71冊以上 中18冊以上
学校司書または学校図書館支援員の配置率	100%	100%	100%
平日の読書時間30分以上の児童・生徒の割合	小30.5% 中29.3%	小28.6% 中28.5% (令和元年度実績※)	小37.3% 中30.6%
児童図書蔵書数	85,116冊	96,434冊	100,000冊
市民一人当たりの図書貸出数	5.1冊	4.9冊	5.5冊
図書館利用者カード登録者の割合	33.3%	42.5%	45.0%
図書館ボランティア登録数	24人	10人	36人
電子書籍タイトル数	1,329点	1,921点	1,600点

※令和元年度実績 数値の根拠となる全国学力・学習状況調査が新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度に実施されなかったため、令和元年度の数値を計上

### Ⅲ 第3次計画の基本的な考え方

#### 1 計画の位置づけ

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づき策定するものです。

#### 2 計画の期間

この計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

#### 3 基本理念

「夢を持ち郷土を愛する人を育みます」

#### 4 基本目標・基本方針

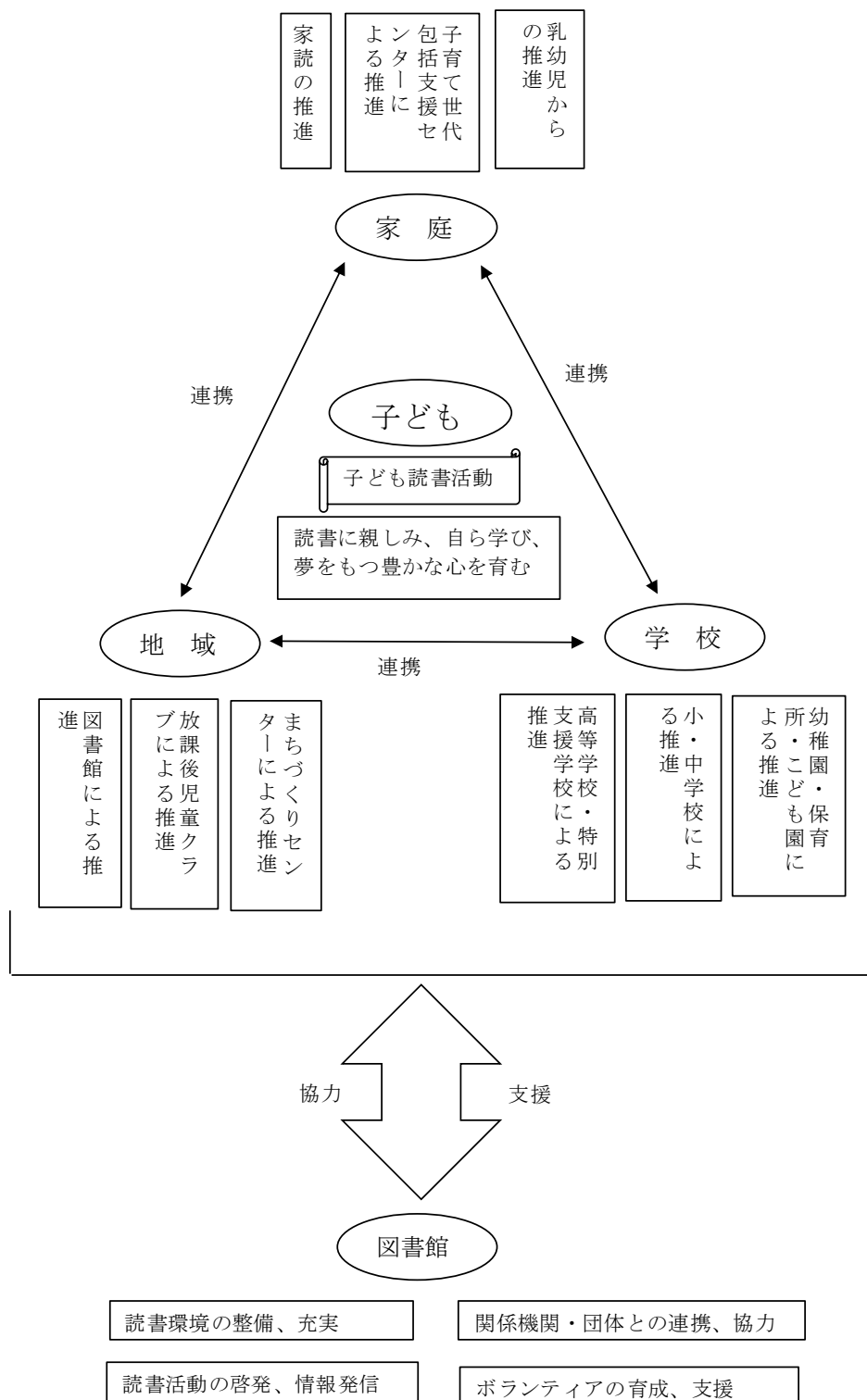
基本目標 「読書に親しみ、自ら学び、夢をもつ豊かな心を育む」

基本方針

- ・家庭における子ども読書活動の推進
- ・地域における子ども読書活動の推進
- ・学校等における読書活動の推進
- ・図書館における子ども読書活動の推進

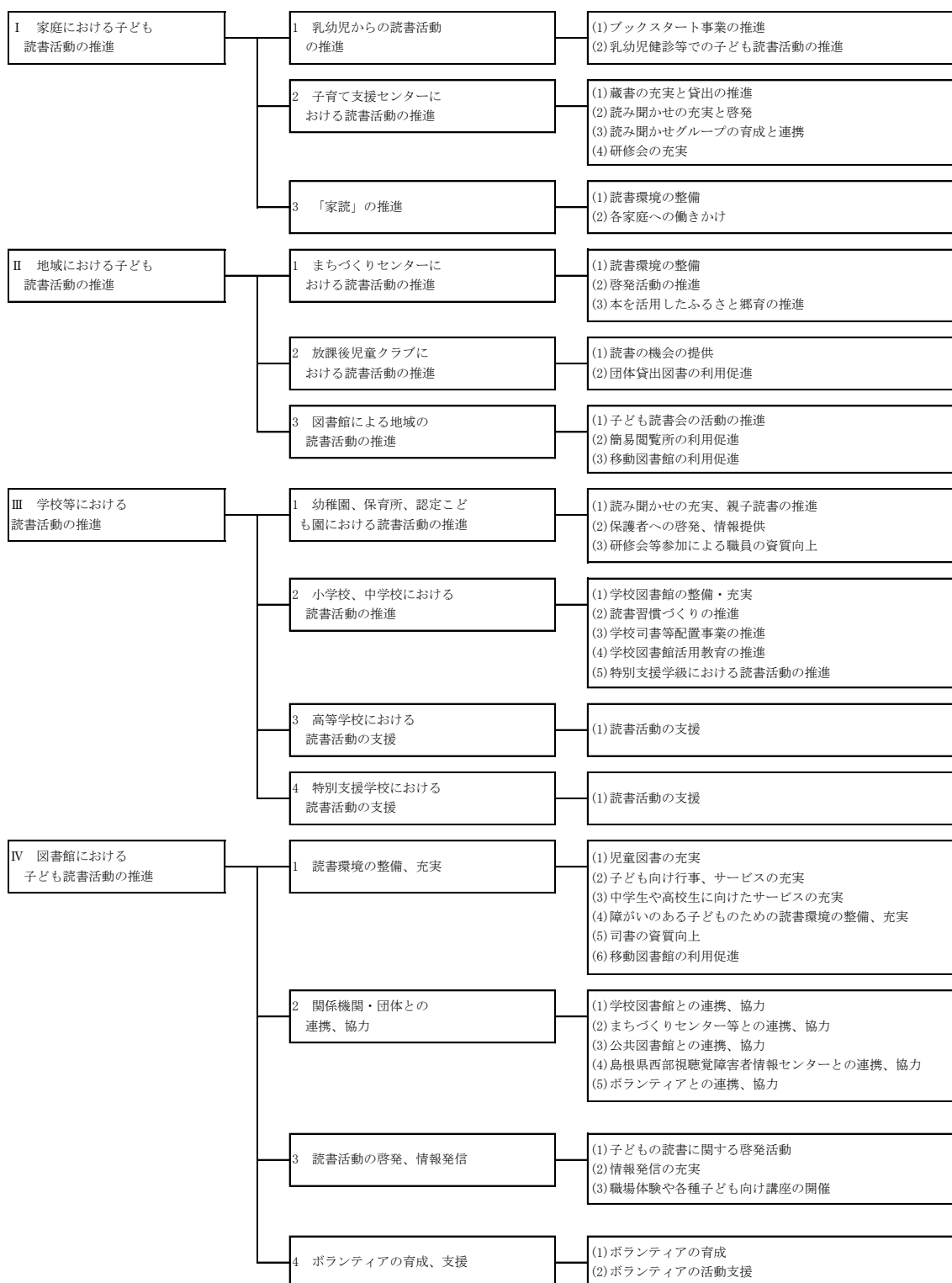
## 第2章 施策の方向と具体的な施策

計画の体系イメージ図





## 計画の体系図



## I 家庭における子ども読書活動の推進

### 1 乳幼児期からの読書活動の推進

#### (1) ブックスタート事業の推進

絵本を介して心ふれあうひとときを持つきっかけとしてもらうために、月1回の乳児健康診査(4か月健診)時にブックスタート(※)事業を実施し、赤ちゃんとその保護者に絵本を1冊贈呈します。乳児健康診査が受診できない場合は、訪問などの機会を通じて全ての子どもに絵本を贈呈できるようにします。

#### (2) 乳幼児健診等での子ども読書活動の推進

親子が絵本を通してふれあいを深めていくきっかけとなるように、1歳6か月健康診査・3歳児健康診査(各健診月1回実施)の待合において絵本にふれあう機会を設けています。

また、乳幼児健診において、子どもの年齢に応じた絵本の選び方や絵本の紹介、電子メディアとの適切な関わり方、絵本の読み聞かせの大切さ等について周知・啓発し、親子で読書を楽しむことができるよう支援します。

### 2 子育て支援センターにおける読書活動の推進

#### (1) 蔵書の充実と貸出の推進

親子で絵本に対して興味や関心を持ち、読書を楽しむことができる環境づくりに努めます。

中央図書館による団体貸出しや、しまね子育て絵本、佐々田奉公会簡易閲覧所の利用促進を図り、親子でより多くの図書と出会える環境づくりを支援します。

#### (2) 読み聞かせの充実と啓発

親子で絵本の楽しさを体験する場を提供するため、支援センター事業の中で、職員や講師、ボランティア等による絵本の読み聞かせの場を増やします。

妊娠期からの取り組みの一環として、ママパパ学級等においても、読

み聞かせの大切さについて知らせていきます。

### (3) 読み聞かせグループの育成と連携

子育て中の保護者を中心とした、絵本の読み聞かせグループの育成と活動の支援を行います。

### (4) 研修会の充実

子育て中の保護者や地域の子育て応援隊等のボランティアに対し、絵本の楽しみ方や選び方、読み聞かせの意義等について研修の場を提供します。

## 3 「家読」の推進

### (1) 読書環境の整備

「しまね子育て絵本」「佐々田文庫」「移動図書館車」「寄託図書」「団体貸出」を活用することで、図書にふれやすい環境を整備します。

また、市立図書館、子育て支援センター、保育所、幼稚園、学校での読み聞かせの充実を図ります。

### (2) 各家庭への働きかけ

ママパパ学級、乳幼児健診、浜田親子共育応援プログラム(通称「HOOP!」)の実施により家読の大切さを伝えるよう努めます。

また、子育て世代包括支援センター、保育所、幼稚園、学校、図書館で連携し、出産前から家読を勧めるとともに、図書館イベントによる家読の推奨を行います。

## II 地域における子ども読書活動の推進

### 1 まちづくりセンターにおける読書活動の推進

#### (1) 読書環境の整備

放課後や休日等に子どもの居場所となるまちづくりセンターにおいて、子どもが読書を身近に感じ、気軽に楽しめるよう、施設空間の有効活用や未就学児対象の本の収集など、読書環境の整備に努めていきます。

また、子どもだけでなく、幅広い年齢層に対応できる環境整備も併せて取り組みます。

## (2) 啓発活動の推進

市立図書館や地域のボランティアと連携し、読書に関する情報発信や読書関連事業の企画など、地域の子ども、大人に対する読書の普及、啓発活動を推進します。

## (3) 本を活用したふるさと郷育の推進

平成 28 年に発刊した「浜田市の人物読本 ふるさとの 50 人」を活用して、縁のある地に関する企画や読み聞かせ等を開催するとともに、郷土に関する蔵書の収集に努め、本を通じたふるさとへの愛着心の醸成を図ります。

また、文化スポーツ課から、小学校 6 年生へ「浜田市の歴史読本 ふるさと浜田の歩み」の配布を続けます。

## 2 放課後児童クラブにおける読書活動の推進

### (1) 読書の機会の提供

放課後児童クラブの活動の中で、学習時間後に読書の時間を設け、児童の読書習慣の定着を図るとともに、支援員や地域のボランティアによる絵本や紙芝居などの読み聞かせを行い、読書の機会の提供に努めます。

### (2) 団体貸出図書の利用促進

市立図書館、県立図書館西部読書普及センターの団体貸出制度や移動図書館車等を活用することにより、児童の年齢に応じた本の充実を図り、読書環境の整備に努めます。

## 3 図書館による地域の読書活動の推進

### (1) 子ども読書会の活動推進

まちづくりセンターで毎月実施している「子ども読書会」や小学校と連携して開催している「調べる学習応援講座」等、地域・学校と連携した情報発信に努め、読書に関連した行事の充実を図っていきます。

### (2) 簡易閲覧所の利用促進

佐々田奉公会簡易閲覧所について、引き続き資料の充実を努め、周知活動等による利用促進を進めます。

### (3) 移動図書館の利用促進

市立図書館への来館が困難な子どものための読書機会の提供として、資料の充実や運行ルートの見直し等によりさらなる利用促進を図っていきます。

## III 学校等における読書活動の推進

### 1 幼稚園、保育所、認定こども園における読書活動の推進

#### (1) 読み聞かせの充実、親子読書の推進

絵本や紙芝居などの読み聞かせをさらに充実させ、子どもの読書習慣の定着を促進するとともに、公共図書館や読み聞かせボランティアを積極的に活用していきます。

親子読書の推進にあたっては、保護者が家庭で気軽に読み聞かせできるように、絵本の貸し出し、蔵書や絵本コーナーの充実など環境づくりに努めます。

#### (2) 保護者への啓発、情報提供

保護者会や参観日などの行事や「クラスだより」、「園だより」などを通じて、親子読書や読み聞かせの大切さ、メディアに長時間接触することの子どもへの影響などについて、保護者への啓発を行っていきます。

また、保護者が子どもと読みたい本を選んだり、保護者自身が絵本に親しんだりできるように、絵本の紹介や読書に関する情報提供を積極的に行っていきます。

#### (3) 研修会等参加による職員の資質向上

園内研修を推進するなど、子どもの読書活動に対する重要性を認識するとともに、子どもの発達段階に合わせた絵本の選択や読み聞かせ技術、知識の習得を目指します。

### 2 小学校、中学校における読書活動の推進

#### (1) 学校図書館の整備・充実

学校図書館資料の充実のため、市立図書館や他の学校図書館との連携・情報交換など、学校図書館と市立図書館とネットワークの充実を図ります。

学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、地域に関係する昔話や

人物伝、伝統芸能等の地域資料の整備・充実に努めます。

また、長期休業期間中の読書活動を推進するため、図書の貸出や調べ学習の支援などに取り組みます。

## (2) 読書習慣づくりの推進

児童生徒の発達段階に応じた年間指導計画の作成に努めるとともに、小学校1、2年生に読書ノートを配付し、読書習慣を身につけ、読書の幅を広げられるよう読書生活の基礎づくりを行います。

学校図書館を中心とした図書館活動への積極的参加を促進するため、本の楽しさを知り、読書へのきっかけとなる機会（朝読書、読み聞かせ、ブックトーク、アニメシオン、ビブリオバトル、読書ビンゴ、味見読書等）を積極的に設け、読書に親しめる環境づくりに取り組みます。

また、図書をコミュニケーションツールとして、家族で相互理解を深め、家族の絆が深まるよう、家読(家庭読書)を推進していきます。

## (3) 学校司書等配置事業の推進

引き続き学校司書（学びのサポーター）を配置し、学校における読書活動の推進と学校図書館を活用した課題解決的学習や探究的学習の推進を図ります。

また、学校司書の研修の場を設け、GIGA スクール構想への対応など、学校司書の資質の向上を図るとともに、情報交換に努めます。

継続的に学校司書を配置していくため、その役割や必要性を保護者や市民へ周知し、学校司書に対する理解が深まるよう取り組みます。

これらの取組を進めるため、教育委員会に学校図書館支援センターを引き続き設置し、学校司書等の支援や情報共有・情報発信に取り組みます。

## (4) 学校図書館活用教育の推進

各教科、総合的な学習の時間等における学校図書館の活用を行うとともに、読書の幅の拡充及び調べ学習の支援のため、学校図書館の学習・情報センターとしての機能充実に努めます。

教員が学校図書館活用教育の授業ができるように研修会を開催したり、教育委員会の学校図書館担当者が校内研修に参加したりすることで、学校図書館活用教育の授業拡大を行います。

また、学校図書館活用教育研究指定校を指定し、学校として組織的に取り組む体制を整えるとともに、教育委員会に指導主事を配置して指導

助言を行うことで、学校図書館活用教育の更なる普及に取り組みます。  
引き続き「浜田市調べる学習コンクール」を開催し、児童・生徒の調べる力の向上に努めます。

#### (5) 特別支援学級における読書活動の推進

児童生徒の発達や障がいの状況に応じた読書センター、学習・情報センター機能の整備を進めるとともに、教職員を対象とした研修会を促進します。

また、「視覚障害者の読書環境の整備に関する法律」（読書バリアフリー法）等に基づき、市立図書館や島根県西部視聴覚障害者情報センター等と連携し、バリアフリー図書の整備を推進するとともに、島根県西部読書普及センターのバリアフリー図書を活用し、特別支援学級における読書活動を推進します。

### 3 高等学校における読書活動の支援

高等学校における生徒の読書活動を支援するため、市立図書館における団体貸出等のサービス提供やイベント行事の情報発信・広報活動、生徒の職場体験等の受入れを行います。

また、市教育委員会主催の学校司書研修等に高等学校の教職員が参加できるように配慮し、教職員の資質向上を支援します。

### 4 特別支援学校における読書活動の支援

市立図書館におけるバリアフリー図書の収集拡大、団体貸出等のサービス活用の推進、図書館の施設見学等の積極的な受入れ、読書推進に関する情報提供や協力・助言を行い、特別支援学校における読書活動を支援します。

また、市教育委員会主催の学校司書研修等に特別支援学校の教職員が参加できるように配慮し、資質向上を支援します。

## IV 図書館における子ども読書活動の推進

### 1 読書環境の整備、充実

#### (1) 児童図書の充実

絵本などの児童図書のほか、調べ学習活用図書やヤングアダルト世代

向けの図書などの充実を図ります。また、県立図書館発行の「おすすめしたい こどものほん」など各種推進図書等の積極的な購入、受入れに努めます。

(2) 子ども向け行事、サービスの充実

子どもがより市立図書館を利用し、読書に親しめるよう、おはなし会をはじめとした子ども向け行事やこどもの読書週間等における各種イベントの充実を図ります。また、子どもの本選びの支援、本との出会いの機会の創出のため、定期的な特集展示やブックリストを作成し、読書相談等レファレンスサービスの機能向上を図ります。

(3) 中学生や高校生に向けたサービスの充実

読書から離れがちな中学生、高校生へのサービスの充実として、ヤングアダルト図書を積極的に収集します。また、電子図書館における中高生向けの電子書籍の収集や、タブレット端末の利用促進等、中高生に魅力ある図書館づくりに努めます。

(4) 障がいのある子どものための読書環境の整備、充実

点訳図書や大活字本、録音資料等を収集し、障がいのある子どもが読書に親しめるようサービスの充実を図るとともに、県立図書館や島根県西部視聴覚障害者情報センターのバリアフリー図書の積極的な活用を推進します。また、学習の一環として、市立図書館を利用する機会を提供します。

(5) 司書の資質向上

図書館司書として必要な資質・能力の向上を図るため、積極的に専門研修等を受講し、図書館サービスの向上に繋がります。

(6) 移動図書館の利用促進

市内山間部の小中学校等を巡回する移動図書館車「ラブック号」について資料の充実、学校等を通じた利用促進を図り、市立図書館への来館が困難な子どもに読書機会を提供します。

また、今後の公共施設統廃合や地域事情等を勘案しながら、運行ルートの見直しを検討します。



## 2 関係機関・団体との連携、協力

### (1) 学校図書館との連携、協力

団体貸出や学校図書館活用教育図書の貸出等の利用促進を図り、学校図書館の充実を支援します。また、学校図書館との定期的な連絡会議開催し、相互の情報交換やさらなる支援体制について検討し、連携・協力を一層進めていきます。

### (2) まちづくりセンター等との連携、協力

子ども読書会開催や佐々田奉公会簡易閲覧所の設置・運営、市立図書館蔵書の配本等、地域の読書活動推進のためにまちづくりセンターや子育て支援センター等との連携・協力を図っていきます。

また、浜田市世界こども美術館や郷土資料館といった社会教育施設や関係機関の行事とコラボした展示など、郷土のことをより理解したり、大切に思ったりする取組を推進します。

### (3) 公共図書館との連携、協力

リクエストサービスや図書館間相互貸借等において、他の公共図書館との連携・協力を図り、子どもの「読みたい」という思いに応えます。

また、県立図書館「しまね子育て絵本」を活用して、幼稚園、保育所、子育て支援センターなどの各施設に配本し、就学前の子どもが読書に親しむ環境づくりに努めます。

### (4) 島根県西部視聴覚障害者情報センターとの連携、協力

対面朗読サービス提供のため情報共有に努め、バリアフリー図書の展示等、障がいのある子どもの読書活動の支援のため、連携・協力を図ります。

### (5) ボランティアとの連携、協力

子どもが本に出会い、本に親しむ機会の充実のため、おはなし会や各種子ども向け行事において、ボランティアとの連携・協力を図ります。

## 3 読書活動の啓発、情報発信

### (1) 子どもの読書に関する啓発活動

こどもの読書週間や秋の読書週間等における各種イベントやリーフレット等を通じて、市立図書館や読書に対する理解を深め、子ども読書

の普及、啓発を図ります。

(2) 情報発信の充実

おはなし会や、講演会などの子どもの読書活動に関する情報を、市報や図書館だより、ホームページ、パンフレット等により積極的に発信します。

(3) 職場体験や各種子ども向け講座の開催

子どもが市立図書館を身近に感じ、親しみ、図書館の役割を理解するために、職場体験学習や図書館見学の受け入れ、読書に関する子ども向け講座を開催します

4 ボランティアの育成、支援

(1) ボランティアの育成

ボランティアの養成講座、研修会等を開催し、読み聞かせ等ボランティアの育成、技術向上を支援します。市報等を通じた新規ボランティアの募集など、新たな人材発掘に取り組みます。

(2) ボランティアの活動支援

ボランティア交流会の開催などボランティア相互の連携、情報共有を支援します。また、ボランティアへの情報提供・交換や、ボランティアとの協働による行事の開催、ボランティア活動の場の提供など、市立図書館や地域等における活動を支援します。

第3次浜田市子ども読書活動推進計画における数値目標

内容	令和2年度実績	令和8年度
子育て世代包括支援センターの事業で行う全ての読み聞かせの回数と参加者数	—	50回 延べ840人
移動図書館、簡易閲覧所の貸出冊数	5,704冊	7,200冊
学校図書館の1人あたりの年間貸出冊数	小学校 102冊 中学校 23冊	小 110冊 中 25冊
学校司書または学校図書館支援員の配置率	100%	100%
平日の読書時間30分以上の児童・生徒の割合	小 28.6% 中 28.5% (令和元年度実績)	小 37.6% 中 34.0%
児童図書の蔵書数	96,434冊	110,000冊
市民一人当たりの図書貸出数	4.9冊	5.5冊
図書館利用者カード登録者の割合	42.5%	45.0%
図書館ボランティア交流会の回数	0回	2回
電子書籍タイトル数	1,921点	2,200点

# 《資料》

(目的)

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第 6 条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第 7 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第 8 条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 浜田市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 浜田市子ども読書活動推進計画（以下「読書活動推進計画」という。）を策定するにあたり、浜田市子ども読書活動推進計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 検討委員会は次の事項について意見を交換し、協議を行う。

- (1) 読書活動推進計画の策定に関すること
- (2) 子どもの読書活動の推進に関すること
- (3) その他読書活動推進計画の作成に必要な事項に関すること

### (委員)

第3条 検討委員会の委員は10人以内の学校関係者、図書館関係者及び読書活動関係者で構成し、教育委員会が委嘱する。

- 2 検討委員会の設置期間は、読書活動推進計画が策定されるまでの間とする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会には委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 検討委員会の会議は、教育委員会が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 検討委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 検討委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (報償費及び実費弁償)

第6条 委員が検討委員会の会議に出席した場合は、6千円の報償費及び浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年浜田市条例第37号）の規定の例により旅費に相当する額の実費弁償を支給する。

### (庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、中央図書館において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

### 付 則

この要綱は、平成24年8月10日から施行する。

### 付 則

この要綱は、平成28年1月25日から施行する。

浜田市子ども読書活動推進計画検討委員会委員

任期 令和3年12月22日～計画の完成まで  
(順不同、敬称略)

選出区分	氏名	所属団体等
図書館関係者	ベッシ 別枝 ユキオ 行夫	浜田市立図書館協議会 会長 (島根県立大学浜田キャンパス図書館長)
図書館関係者	ツノモリ 角森 ヒサシ 央	西部読書普及センター 専任司書
読書活動関係者	カマダ 鎌田 ユミ 由美	しまね子どもの読書等推進の会浜田支部 会長
読書活動関係者	クリス 栗栖 マリ 真理	社会教育委員の会 副会長
読書活動関係者	ムシタニ 虫谷 アキノリ 昭則	浜田市まちづくりセンター合同連絡会 会長 (石見まちづくりセンター館長)
学校教育関係者	ササキ 佐々木 チヒロ 千尋	市内島根県立高等学校長会 (島根県立浜田養護学校 校長)
学校教育関係者	エンドウ 遠藤 ユキ 由紀	市教研図書館部会(中学校) (浜田市立第一中学校 司書教諭)
学校教育関係者	ヨシダ 吉田 ミホ 美穂	市教研図書館部会(小学校) (浜田市立三階小学校 司書教諭)
学校教育関係者	ヨシダ 吉田 ヒデアキ 英昭(~R3. 3. 31) タマキ 玉木 アツコ 敦子(R4. 4. 1~)	浜田市園長会 (浜田市立長浜幼稚園 園長) 浜田市園長会 (浜田市立石見幼稚園 園長)
学校教育関係者	タバコ 煙艸のぞみ	浜田市保育連盟 (ちどり保育所 所長)



### 令和3年度 市内中学校卒業生（令和4年3月卒業）の進学状況について

(単位：人)

項目		卒業生計	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	対前年度 増 ▲ 減	
卒業生計			448	457	451	411	413	2	
(1) 高等学校			434 (96.88)	444 (97.16)	437 (96.90)	401 (97.57)	393 (95.16)	-8 (▲ 2.41)	
県 内	市 内	浜 田 (普通科)	151	145	130	122	121	-1	
		浜 田 (理数科)	25	16	12	27	13	-14	
		浜田商業	67	63	66	62	75	13	
		浜田水産	32	29	30	25	29	4	
		合 計 (A)	275 (61.38)	253 (55.36)	238 (52.77)	236 (57.42)	238 (57.63)	2 (0.21)	
	公 立 高 校	市 外	邇 摩	0	2	2	2	1	-1
			島根中央	3	4	2	1	6	5
			矢 上	12	11	16	9	18	9
			江 津	4	14	9	6	12	6
			江津工業	35	23	16	18	11	-7
			益 田	0	1	1	2	1	-1
			益田翔陽	6	10	6	11	7	-4
			津 和 野	1	2	1	1	1	0
			吉 賀	0	0	0	0	2	2
			松江・出雲・隠岐の高校	10	9	7	9	12	3
	合 計	71 (15.85)	76 (16.63)	60 (13.30)	59 (14.36)	71 (17.19)	12 (2.84)		
	私 立 高 校	市 外	石見智翠館 (江津市)	31	37	39	33	24	-9
			明 誠 (益田市)	13	33	44	21	18	-3
			益 田 東 (益田市)	8	8	12	4	3	-1
松江・出雲・隠岐の高校			4	7	2	5	7	2	
合 計			56 (12.50)	85 (18.60)	97 (21.51)	63 (15.33)	52 (12.59)	-11 (▲ 2.74)	
浜田高校定時制 (B)			11	8	13	11	8	-3	
県 外	国公立高校		0	1	2	3	2	-1	
	私立高校		9	8	9	8	6	-2	
高 専	松江工業高等専門学校		5	6	9	15	5	-10	
	その他の高等専門学校 (県外)		0	0	2	1	1	0	
通 信 制			7	7	7	5	10	5	
うち浜田高校通信制 (C)			7	6	5	3	9	6	
(2) 特別支援学校高等部			10	7	8	6	14	8	
うち浜田養護学校高等部 (D)			10	6	7	6	13	7	
(3) 各種学校・専修学校等入学者			1	2	2	1	1	0	
(4) 就職・自営者			1	1	1	1	2	1	
(5) その他の者			2	3	3	2	3	1	
浜田市内の高等学校等への進学状況 (A)+(B)+(C)+(D)			303 (67.63)	273 (59.74)	263 (58.31)	256 (62.29)	268 (64.89)	12 2.60	

(注)

- 1 ( ) は割合 (%) を示す。
- 2 この資料は、島根県教育委員会が毎年4月に実施する高等学校入学者数調査により作成した。
- 3 浜田高等学校は、令和3年度から普通科が1学級減(5→4(▲1))となった。

## 石見まちづくりセンター（仮称）長沢サブセンター 建設整備計画に係る「陶芸の里」の検討状況について

### 1 陶芸の里の概要

- (1) 所在地 浜田市長沢町 528 番地 1
- (2) 建物 平成元年築 鉄骨造 2 階建（延床面積約 300 m<sup>2</sup>）
- (3) 敷地 約 1,900 m<sup>2</sup>（関連用地含む概算面積）

### 2 これまでの経緯

- (1) 令和2年2月  
地元関係者より「陶芸の里」活用の可能性について打診を受け、市内部で当該施設の改修案の検討を始める。
- (2) 令和3年7月～8月
  - ①施設や周辺状況の現地調査を実施。
  - ②相続人に対して施設利用の可能性について意向確認。

### 3 検討結果

以下の理由等により総合的に判断し、改修案を断念した。

- (1)（仮称）石見第2まちづくりセンターの運用開始を予定している、令和6年4月において、当該施設の築年数が35年を超える。
- (2) 当該施設の床面積は、（仮称）石見第2まちづくりセンターとして当初想定していた延床面積約600 m<sup>2</sup>に対して300 m<sup>2</sup>程度不足する。  
（現在はサブセンターとして延床面積約400 m<sup>2</sup>程度を想定）
- (3) 改修案の場合、エレベーター設置、浄化槽及びトイレ等の大幅な改修などが想定されることから、経費の概算段階では、新規整備と比較して事業費の大幅な削減は見込めない。

### 4 現在の状況

令和4年度浜田市一般会計予算に対する附帯決議に基づき、より最適な立地を再考することとした。

サブセンターの建設候補地について、キヌヤ長沢店の敷地内での建設が可能かどうか、現在、株式会社キヌヤと協議を行っている。

これに併せて、「陶芸の里」及び「浜田教育センター」に係るこれまでの検討内容を改めて確認するとともに事業費や改修案の精査を行っている。



### 三浦龍司選手と浜田市との関わりについて

東京 2020 オリンピックの陸上競技 3,000m 障害 7 位入賞された、三浦龍司選手（順天堂大学※浜田東中出身）について、これまで、浜田市が関わってきた内容、応援等の状況について報告いたします。

#### 1 浜田市在住時の全国大会出場

年度	出場大会名
H25	第 16 回全国小学生クロスカンントリーリレー研修大会 (浜田 JAS として出場)
H27	天皇杯第 21 回全国都道府県対抗男子駅伝競走大会 (島根県代表)
H28	第 43 回全日本中学校陸上競技選手権大会 2,3 年 3,000m
	第 47 回ジュニアオリンピック陸上競技大会男子 A 3,000m
	天皇杯第 22 回全国都道府県対抗男子駅伝競走大会 (島根県代表)
	第 71 回国民体育大会 少年男子 B 3,000m

#### 2 しおかぜ駅伝出場

年度	内 容
H26	第 23 回大会 浜田市チーム 第 2 区 (区間 5 位 ホープ賞)
H27	第 24 回大会 浜田市チーム 第 2 区 (区間賞 ホープ賞)
H28	第 25 回大会 浜田市チーム 第 2 区 (区間賞 ホープ賞)

#### 3 市長表敬

表敬日	内 容
H28.8.2	第 43 回全日本中学校陸上競技選手権大会 2,3 年 3,000m 出場
H28.10.24	第 47 回ジュニアオリンピック陸上競技大会 男子 A 3,000m 出場

#### 4 全国大会等出場時に激励金及び派遣旅費を支給 H25～ 令和 3 年度 東京 2020 オリンピック

#### 5 東京 2020 オリンピック関連

##### (1)パブリックビューイング

開催日	内 容	場 所	備 考
R3.6.26	第 105 回日本陸上競技選手権大会 (日本代表選手選考競技会)	浜田市野球場	共催
R3.7.30	東京 2020 オリンピック競技大会	石央文化ホール	共催

(2) 応援事業

日程（期間）	内容	場所
R3.7.2～8.3	オリンピック出場懸垂幕掲揚	浜田市役所
R3.8.4～8.31	オリンピック7位入賞懸垂幕掲揚	浜田市役所
R3.7.12～8.9	三浦龍司選手 パネル展	浜田市役所 市民ロビー
R3.7.2～8.3	三浦龍司選手 東京 2020 オリンピック 入賞記念パネル展	浜田市役所 市民ロビー

(3) その他

開催日	内容	場所	備考
R4.3.13	三浦選手を招いての陸上教室 オリンピック報告会	浜田市陸上競技場	浜田市陸上競技 協会主催

「広報はまだ」で特集ページ掲載

・令和3年7月号



・令和3年9月号



## 市外高校への進学状況について

### 1 市外高校への進学と入学者選抜試験の状況

区 分	入学者		左記の内訳			
			一般選抜		推薦選抜	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
市内公立高等学校※1	238人	57.63%	210人	88.24%	28人	11.76%
<b>市外高等学校</b>	<b>137人</b>	<b>33.17%</b>	<b>82人</b>	<b>59.85%</b>	<b>55人</b>	<b>40.15%</b>
市外公立高等学校	71人	17.19%	49人	69.01%	22人	30.99%
県内私立高等学校	52人	12.59%	25人	48.08%	27人	51.92%
県外高等学校	8人	1.93%	5人	62.50%	3人	37.50%
高等専門学校	6人	1.45%	3人	50.00%	3人	50.00%
定時制・通信制課程	18人	4.36%	—	—	—	—
その他※2	20人	4.84%	—	—	—	—
卒業生数	413人	100.00%				

※1 市内公立高等学校のうち浜田高等学校は推薦選抜試験を行っていません。

※2 その他は、特別支援学校高等部、各種学校・専修学校、就職・自営者等

### 2 主な進学理由 (令和3年9月に実施した中学生アンケートより)

アンケートで市外高校を第一希望とした中学生の志望理由の意見 (抜粋)

市外公立高等学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の学力にあった高校に行きたいから</li> <li>・自分が希望する学科が市内の高校にはない</li> <li>・普通科の学校に行きたいから</li> <li>・自分が志望する資格が取得できるから</li> <li>・自分が希望する部活動が強豪で指導者も揃っているから</li> <li>・兄弟姉妹が通っていた(いる)学校だから</li> </ul>
県内私立高等学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オープンスクールで、勉強環境が充実していると感じた</li> <li>・高校卒業後進路関係で大学に行きやすい学校だから</li> <li>・自分の希望する学科(農業、福祉科、工学系等)がある</li> <li>・勉強も部活動も充実して行うことができると思うから</li> <li>・部活動の監督や先輩からその学校の部活動を薦められた</li> </ul>
県外高等学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・希望する学科があるから</li> <li>・大会等で見たその学校の部活動で頑張りたい</li> <li>・県外だと学べるものが多いと思うから</li> <li>・寮に入って自立したいと思っているから</li> </ul>
高等専門学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的な知識を学ぶことができるから</li> <li>・希望する学科がある</li> <li>・専門的な知識を身に着け、将来ものづくりができる職場で活かしたい</li> <li>・就職に有利だと思うから</li> </ul>

## HAMADA 教育魅力化コンソーシアム事業の現状について

### ■ コンソーシアムと高校の関係

HAMADA 教育魅力化コンソーシアムは、校種の異なる学校におけるコンソーシアムとして、各高等学校の魅力化の取組を支援するとともに、全校に共通する全体事業として、高校生の「探求的な学習」や主体的な地域活動への参画を支援します。

なお、こうした取組を推進するため、本市では魅力化コーディネーターを雇用し、令和 4 年度からは、2 名体制として、浜田市教育委員会と島根県立浜田高等学校に配置しています。

### ■ 5 つの取組方針とコンソーシアムが行う主な取組（令和 4 年度）

コンソーシアムは令和 4 年 5 月 30 日（月）の役員会で確認した 5 つの取組方針に基づき、各学校の特色ある教育活動の情報発信を行うとともに、高校生の地域活動への参画支援を行います。

5 つの取組方針	コンソーシアムが行う主な取組
① 生徒確保に繋がる各学校の魅力が伝わる情報発信	・ SNS（Facebook、Instagram）による情報発信 ・ 魅力化だよりの発行 ・ HAMADA 教育魅力化フェスタ（12 月予定） ・ 記者クラブへの積極的な情報提供
② 高等学校が教育課程で行う地域資源を活用した授業の支援	・ 学校における地域課題学習等への地域資源（ひと・もの・こと）の紹介や調整 ・ 魅力化コーディネーターによる授業構築支援（PBL※、ちょこっ・トーク）
③ 高校生の主体的な地域活動を促進するための仕掛けづくり	・ 地域協働活動マッチングシステム （令和 3 年度実績：応募件数 17 件、マッチング件数 8 件、参加した高校生数 35 人（延べ）） ・ 事務局が主催する探究活動 （教育魅力化フェスタで発表）
④ 地域住民が高校教育を支援するための仕掛けづくり	・ HAMADA 教育魅力化パートナーバンクの運用 （現在 19 人が登録） ・ サポートする大人を対象とした勉強会の開催
⑤ 卒業生ネットワークの構築	令和 3 年度に地域協働活動に参加した卒業生に対してオンライン交流会を企画し、組織化を図る。

※Project Based Learning の略「問題解決型学習」「課題解決型学習」などと訳される

## ■高等学校が個別に行う具体的な取組（令和４年度）

コンソーシアムの規約に基づく協働事業を以下のとおり各学校においても推進するとともに、魅力化コーディネーターが必要に応じて学校の取組を支援します。

協働事業	内 容	具体的な主な取組
①特色ある教育活動の推進	各学校の魅力ある高校づくりを推進するとともに、生徒の主体的な学びを促し、学びに向かう意欲を高めるため、校種を生かした特色ある教育活動を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元大学との連携実習</li> <li>・浜商デパート等の実施</li> <li>・実習製品の販売及びPR活動</li> <li>・課題解決学習、探究学習の実施</li> </ul>
②キャリア教育の推進	生徒が自らの将来の進路を考える機会を設けるため、地域の各種事業所の訪問や見学、インターンを実施し、地域の魅力の再発見と地域理解を深める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業等見学、インターンの実施</li> <li>・先輩（卒業生）の体験談を聞く</li> <li>・地元企業、学校の見学</li> </ul>
③学校と地域の連携・協働の推進	地域とともにある学校づくりを推進するため、校種に応じた地域のひと、もの、ことを活用した授業を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民との意見交換</li> <li>・地域住民を招いた地域課題解決学習の実施</li> <li>・小中学校等との体験学習</li> </ul>
④情報発信の充実	地域内外の中学生や保護者に向けて、生徒の学びの様子や部活動の実績などの各学校の特徴や魅力を視覚的に分かりやすく伝えるための広報活動を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校案内の作成、配布</li> <li>・ホームページ運用、改修</li> <li>・学校紹介動画の作成</li> <li>・学校通信の発行、配布</li> </ul>
⑤生徒確保の強化	少子化が進む中、生徒を確保するため、中学３年生とその保護者を対象としたオープンスクールや体験入学を実施する。また、保育園、幼稚園、小学校、中学校との合同練習などの部活動を通じた交流及び学校訪問等を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オープンスクール、体験入学の実施</li> <li>・部活動連携(中学校への出前教室等)</li> <li>・学校訪問・Web 説明会</li> </ul>
⑥地域みらい留学（浜田水産高校）	県外の中学生が浜田水産高校特有の校風や実習等に興味関心をもち、同校で学びたいと思えるような働きかけを行う。そのために県外を訪問もしくはWebで説明会を開催し、島根へのUIターン希望者に向けたイベントへの参加等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域みらい留学登録</li> <li>・説明会参加</li> </ul>

以上

# 運動部活動の地域移行に関する検討会議提言の概要

令和4年6月23日  
総務文教委員会資料  
教育部 学校教育課

※公立中学校等における運動部活動を対象

## 運動部活動の意義と課題

### 意義

- 生徒のスポーツに親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。
- 人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制。信頼感・一体感の醸成。

### 課題

- 近年、特に**持続可能性**という面で**厳しさを増しており**、中学校生徒数の減少が加速化するなど**深刻な少子化が進行**。〈生徒数：昭和61年589万人→令和3年296万人に半減、出生数：令和3年84万人〉
- 競技経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた運動部活動の指導が求められたりするなど、教師にとって大きな業務負担**。〈土日の部活動指導：平成18年度1時間6分→平成28年度2時間9分に倍増〉
- 地域では、**スポーツ団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない**。

### これまでの対応

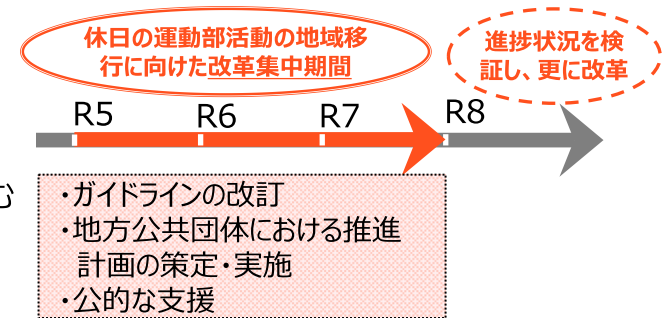
- 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）：学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める
- 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月）：令和5年度以降、**休日の部活動の段階的な地域移行**を図る
- 中教審や国会等：「部活動を学校単位から**地域単位の取組**とする」旨指摘

## 目指す

- 少子化の中でも、**将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保**。このことは、学校の働き方改革を推進し、**学校教育の質も向上**。
- スポーツは、**自発的な参画**を通して「**楽しさ**」「**喜び**」を感じることに本質。**自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出**。
- 地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保**。（スポーツ団体等の組織化、指導者や施設の確保、複数種目等の活動も提供）

## 改革の方向性

- まずは、**休日の運動部活動から段階的に地域移行**していくことを基本とする
- 目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目標**  
（合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す）
- 平日の運動部活動の地域移行**は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた**休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進**
- 地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等**にも着実に取り組む
- 地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進**  
※改革を推進するための「**選択肢**」を示し、「**複数の道筋**」があることや、「**多様な方法**」があることを強く意識



## 課題への対応

<b>新たなスポーツ環境</b>	・地域の実情に応じ、多様なスポーツ団体等が実施主体 ・特定種目だけでなく、生徒の状況に適した機会を確保	<b>大会</b>	・大会主催者に対し、地域のスポーツ団体等の参加も認めるよう要請 ・地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して支援
<b>スポーツ団体等</b>	・先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供 ・必要な予算の確保やtooto助成を含む多様な財源確保の検討	<b>会費や保険</b>	・困窮する家庭へのスポーツに係る費用の支援方策の検討 ・スポーツ安全保険が、災害共済給付と同程度の補償となるよう要請
<b>スポーツ指導者</b>	・指導者資格の取得や研修の実施の促進 ・部活動指導員の活用、教師等の兼職兼業、人材バンク ・指導者の確保のための支援方策の検討	<b>学習指導要領等</b>	・部活動の課題や留意事項等について通知、学習指導要領解説の見直し、次期改訂時の見直しに向けた検討 ・部活動等から伺える個性や意欲・能力を入試全体を通じ多面的に評価 ・教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価していれば、見直す
<b>スポーツ施設</b>	・学校体育施設活用に係る協議会の設置、ルールの方策 ・スポーツ団体等に管理を委託		

※国立の中学校等でも、学校等の実情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。  
 ※公立及び国立の高等学校等については、義務教育を修了し進路選択した高校生等が自らの意思で選択している実態等があるが、各学校の実情に応じて改善に取り組むことが望ましい。  
 ※私立学校でも、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。



# 運動部活動の地域移行に関する検討会議提言の概要【各論】



スポーツ庁

## ○地域における新たなスポーツ環境の在り方とその構築方法等（第2章）

参加者	全ての希望する生徒を想定。
実施主体	地域の実情に応じて、実施主体として <b>多様なスポーツ団体等</b> （総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスクラブ、大学等）を想定しながら対応。 <b>学校関係の組織・団体</b> （地域学校協働本部や保護者会等）も想定。
活動内容	特定の運動種目に専念する活動だけでなく、休日等におけるスポーツ体験教室や体験型キャンプ、レクリエーション活動、複数の運動種目を経験できる活動、障害の有無に関わらず誰もが参加できる活動など、 <b>生徒の状況に適した機会を確保</b> 。適切な活動日数や活動時間とする。
活動場所	既存のスポーツ団体の施設や公共の運動施設の他、地域の中学校をはじめ <b>学校の体育施設</b> なども積極的に活用。
構築方法等	<b>まずは休日</b> について着実に進めた上で、 <b>次のステップとして平日</b> に取り組むことを基本とする。地域の実情等に応じて平日と休日を一体として構築するなどもあり得る。 <b>市町村において</b> 、地域スポーツ担当部署や学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ団体、学校等の関係者からなる <b>協議会を設置</b> し、活動の実施主体やスケジュールなどを検討し実行。＜令和4年度から令和6年度の取組を例示＞

### 【具体的課題への対応】

現状と課題		求められる対応
スポーツ団体等の整備充実（第3章）	<ul style="list-style-type: none"> <li>どの地域においても、受け皿となるスポーツ団体等の整備充実が必要だが、地域スポーツ団体と中学校等との連携が十分でないところが多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国は各地方公共団体における取組の参考となるよう、連携や支援の在り方について<b>先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供</b>。</li> <li>中学生を受け入れるスポーツ団体等について、<b>必要な予算の確保やスポーツ振興くじ（toto）助成を含めた多様な財源の確保による国の支援</b>も検討。地域の実情に応じた支援体制の整備。</li> </ul>
スポーツ指導者の質・量の確保方策（第4章）	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門性や資質を有する指導者の量を確保する必要がある。</li> <li>教師等の中には専門的な知識や技量、指導経験があり、地域でのスポーツ指導を強く希望する者もいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>指導者資格の取得や研修の実施の促進</b>。JSPOは、競技団体等が主催する大会において、公認スポーツ指導者資格の取得を義務付け。</li> <li><b>部活動指導員の活用や、教師等による兼職兼業、企業・クラブチームや大学からの指導者の派遣、地域のスポーツ団体等と連携した人材バンクの設置など。指導者の確保（適切な対価の支払い等）のための国の支援方策の検討</b>。</li> <li>希望する教師が円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、国は<b>許可の対象となり得る例を周知</b>するとともに、教育委員会は<b>兼職兼業の運用に係る考え方等を整理</b>。</li> </ul>
スポーツ施設の確保方策（第5章）	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共スポーツ施設やスポーツ団体・民間事業者等が有するスポーツ施設だけでは足りない地域も想定される。</li> <li>スポーツ団体等が学校体育施設を利用する場合、施設管理を学校が行うと負担が増大するおそれがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>学校体育施設の活用</b>を促進するため、地方公共団体やスポーツ団体等が連絡・調整するための協議会を設立し、<b>利用ルール等の策定や、利用の割り当ての調整</b>を行う。</li> <li>施設利用の促進・学校の負担軽減のため、放課後や休日の学校体育施設の管理を、指定管理者制度を活用するなどして<b>スポーツ団体等に委託</b>。</li> </ul>

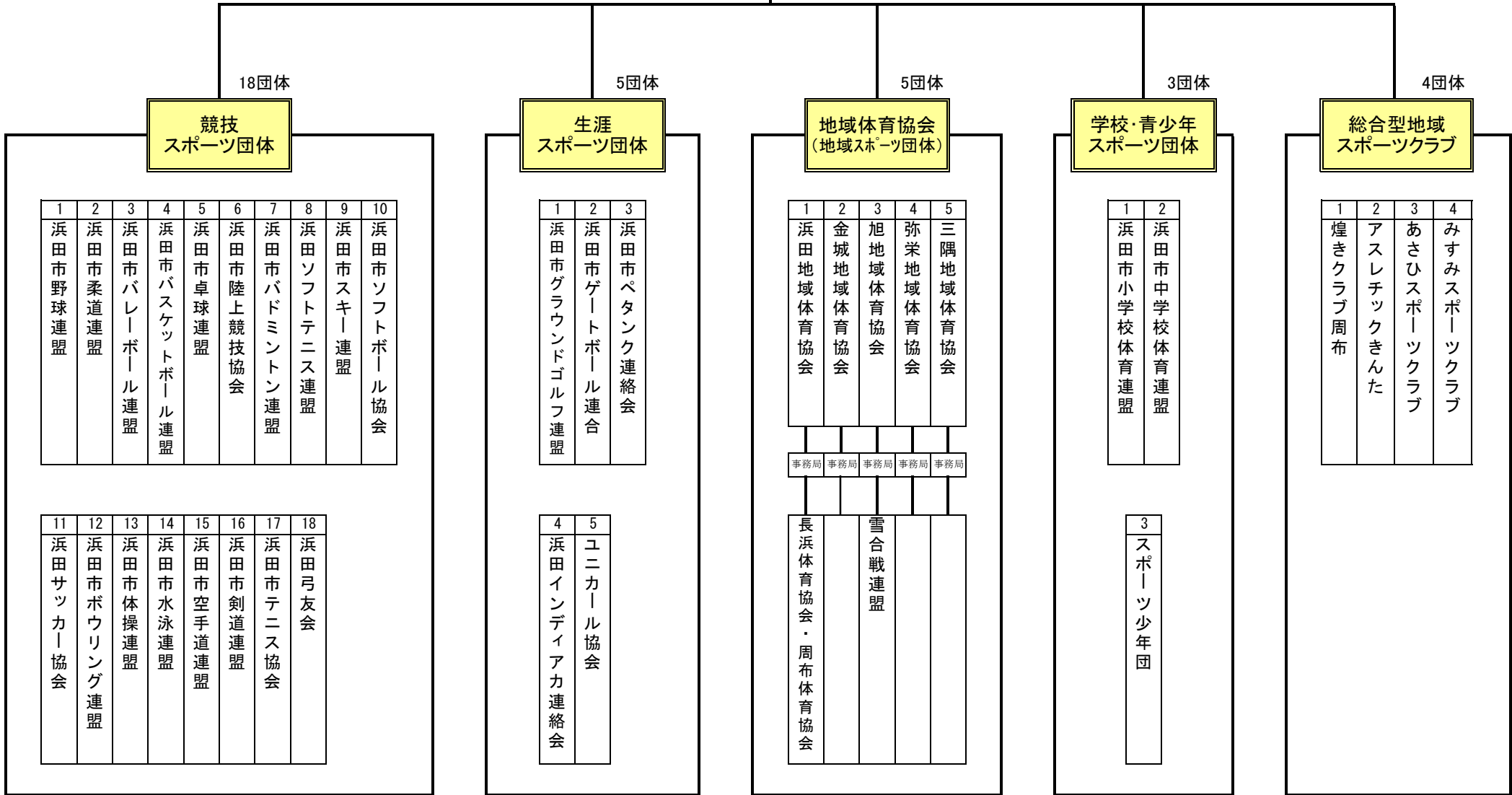
現 状 と 課 題		求 め ら れ る 対 応
大会の在り方 (第6章)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大会の参加資格が学校単位に限定され、地域のスポーツ団体等の参加は認められていないものがある。</li> <li>・中体連と競技団体が主催する全国大会が併存。全国大会ではより上を目指そうとして練習の長時間化・過熱化による怪我や故障、行き過ぎた指導等を招いている。</li> <li>・休日の大会参加の引率に負担を感じている教師もいる。大会運営の多くを教師が担っている実態がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和5年度以降は、<b>国は、地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して、引き続き支援</b>。地方公共団体においても支援の在り方を見直し。</li> <li>○ 地域において、自分なりのペースでスポーツに親しみたい生徒や複数の運動種目を経験できる活動に参加している生徒等の<b>成果発表の場としてふさわしい大会を整備</b>。</li> <li>○ 生徒の心身の負担や保護者の金銭負担が過重にならないよう、国からスポーツ団体等に対し、<b>全国大会の開催回数の精選</b>を要請。スポーツボランティアの活用。</li> <li>○ 大会運営は主催者である団体等の職員により担われるべきであり、国から団体等に対し、<b>大会運営体制について適切に見直す</b>ことを要請。</li> </ul>
会費の在り方 (第7章)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域スポーツに支払う会費が保護者にとって大きな負担となると躊躇する恐れ。</li> <li>・経済的に困窮する家庭においては会費を支払うことが難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>学校施設の低額での貸与など地方公共団体や国からの支援、地元企業の施設の利用や用具の寄付等</b>の支援。</li> <li>○ 例えば、<b>地方公共団体における困窮する家庭へのスポーツに係る費用の補助</b>や、地元企業からの寄附等による基金の創設などの取組に関し、<b>国による支援方策</b>も検討。</li> </ul>
保険の在り方 (第8章)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域移行後も安心して地域でスポーツ活動に参加できるよう、生徒や指導者が怪我等をしても十分な補償を受けられるようにする必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国は、JSPOや各競技団体を通じて、地域のスポーツ団体等に対して、指導者や会員の保険加入を強く促す。</li> <li>○ <b>スポーツ安全保険</b>について、<b>災害共済給付と同程度の補償</b>となるよう、国からスポーツ安全協会に補償内容の充実を要請。</li> </ul>
関連諸制度等の在り方 (第9章)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校で運動部活動が運営され、教師が顧問となって指導を担うことが前提となっている関連諸制度について、地域でスポーツ活動に参加する生徒が増えていく状況にふさわしいものに、見直していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>学習指導要領</b>：部活動の課題や留意事項等について通知・学習指導要領総則解説編に明記。<b>次期改訂時</b>（注：今回は平成29年に改訂）に、学校は、<b>地域で行われるスポーツ団体等と連携・協働を深める</b>ことを規定することなどの見直しを検討。</li> <li>○ <b>高校入試</b>：部活動の活動歴や大会成績のみではなく、<b>部活動からうかがえる生徒の個性や意欲、能力</b>について、調査書のみならず生徒による自己評価資料、面接や小論文など<b>入試全体を通じて多面的に評価</b>。</li> <li>○ <b>教師の採用</b>：部活動指導に係る<b>意欲や能力等</b>について、採用選考にあたり評価したり、人事配置において<b>過度に評価していることがあれば、適切に見直し</b>。</li> </ul>

### ※地域移行が進められている間の学校における運動部活動の見直し（第10章）

運動部活動の地域移行を段階的に進めつつも、**現在行われている学校の運動部活動についても、引き続き速やかな改革**が求められる。  
（誰もが参加しやすい活動、複数の活動を経験できる活動日数や時間、指導体制の見直し、地域スポーツ団体等との連携・協働）

# 浜田市体育協会

35団体



中学校部活動一覧(令和4年5月1日)

		第一	第二	第三	第四	浜田東	金城	旭	弥栄	三隅
運動部	陸上競技部	○	○	○	○	○	○		○	○
	軟式野球部	○	○	○	○	○	○			○
	サッカー部	○		○						
	バスケットボール部	男子	男子	男子		男子	男子	男子		男子
	バレーボール部	女子	女子	女子	女子	女子	女子			女子
	卓球部	○	女子	○			女子	女子		
	ソフトテニス部	○	女子			○				女子
	柔道部	○	○	○						○
	体操部	○		○						
準部 (※)	水泳部	○								○
	剣道部	○								
	バスケットボール部	女子	女子	女子						
	体操クラブ							○		
文化部	吹奏楽部	○	○	○	○(音楽部)	○	○	○	○(音楽部)	○
	美術部	○		○		○				○
	生活科学部	○		○(科学部)						
	総合文化部		○							

(学校教育課調べ)

- ※ 社会体育で活動している競技は準部扱いとして、中学校体育連盟規約に沿って中体連主催大会の出場を認め、教員が引率をする。
- ※ 県総体以上の大会参加には、引率を要する。ただし、中体連主催以外の大会は社会体育で対応する。

# 読者アンケート Vol. 65 に寄せられた意見等対応報告

総務文教委員会

意見	対応経過及び結果
<p>防犯カメラが色んなところに増設され、安心感が増しました。通学路にある、増水時に危険だと感じていた側溝に蓋がついたり、身近なところで改善を感じ、嬉しく思います。コンパクトシティやSDGs 推進、オンライン活用で地方でもできることが増え…と社会が変化している今、予算をかけて大きな箱物を作るような従来型の町づくりではなく、長期的な視点でコツコツと一人一人の住みやすさを積み上げていくことが、地域の課題解決に繋がることもあるのではと感じます。団塊世代がこの世を去ったあとの浜田市には何が残るのか、何が必要なのかを考えて動ける議員さんを期待しています。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。今後もご期待にお応えできるよう活動してまいります。</p>
<p>歴史資料館の建設反対を市長に対して議員がはっきり言ってほしい。 予算規模が少ない中で、建設費や維持費に投資することは納得いかないし、市民生活は全く良くならないと思っている。 市長に対してはっきりものを言える議会であってください！</p>	<p>浜田歴史資料館の建て替え事業として検討がされています。各議員それぞれに意見を持っていますので、状況を把握して、事業の必要性については引き続き議論していきます。</p>
<p>市長はよく住んで良かった街づくりとスローガンを言われますが高齢者にとっては、とても住みにくい街となっています。その原因は交通の便が悪いことです。病院や買い物をするのにいつもタクシーは使えません(タクシー券を最大買っても1年間ではとても足りません) 私の知り合いはそういった事情で外出することも少なく、家に引きこもりがちです。そのために病気がちとなり医療費も高くつきます。高齢者が生き生きと好きな時に好きな場所に行くようになれば、引きこもりもなくなり医療費にもやさしい街になるのではないのでしょうか。そのためには交通の便が良くなることです。 私も80代で免許の返納も考えていますが、こういった事情では返納もできません。 話に聞くとところによると松江市ではワンコインバス(小型バス)が走っていて左まわり右まわりとあり、街の隅々まで走っていると聞きます。浜田市もぜひ旧市内にワンコインバスを走らせてせめて30分に1本の割合で走るようにしていただきたいです。高齢者からの切なる願いです(第3セクターでも良いです) ※松江市の実情を調べてみて下さい。 ※高齢者が生活する上で困っていることをアンケートして見て下さい(課題が浮きぼりになると思います)</p>	<p>ご指摘の課題認識は委員会としても共有しております。市内で取り組まれているあいのりタクシーや自治会輸送の取り組み状況をはじめ、引き続き検証・議論していきます。</p>